

国土交通省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
5	B 地方に対する規制緩和	11 その他	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。	平成31年1月末現在で29道府県で30の基本構想が策定されているが、全国的に休止状態となっているものが多い。そのため、多くの道府県が基本計画の上での主務大臣への同意付き協議を行う必要があり、手続きが進んでいない。	業務の負担軽減、効率化につながる。	総合保養地域整備法第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会		宮城県、岡山県、福岡県	一	総合保養地域整備法は、ゆとりある国民生活のための利便の実現、総合保養地域及びその周辺地域の振興を目的に昭和62年に制定されている。同法では、都道府県は関係市町村に協議した上で基本構想を作成することとされている。また、基本構想について、主務大臣(総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣)に協議し、同意を得ることができるとされているが、現在の基本構想は全て主務大臣の同意を得ているところ。市町村や主務大臣の同意を得られた基本構想の廃止にあたっては、 ・適切な政策評価が実施されているが、関係市町村や民間事業者等との調整が十分に行われているか等の廃止に至るまでのプロセス ・都市計画や農業振興地域整備計画に基づく地域指定への影響や、廃止後の環境への配慮などのようにか等基本構想廃止の影響を評価するため審査が必要である。 このため、政策評価を行った上で主務大臣協議は必要な手続きと考えている。なお、現在までに12の基本構想が主務大臣の同意を得て廃止されている。	社会経済情勢が総合保養地域整備法制定時(昭和62年)、基本方針見直し時(平成16年)から変化する中、同意基本構想の廃止に係る事務負担が過大ではないか。具体的には、第1次回答では、「廃止に至るまでのプロセス」や「基本構想廃止の影響」について確認するための審査が必要とされているが、すでに多くの同意基本構想が休止状態にある実態に鑑みれば、そうした確認事項について廃止に当たって国の審査を経る必要性は失われているのではないかと見られる。また、同意基本構想の廃止に当たって道府県に提出を求める書類について、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するために必要な書類を最小限としていただきたい。さらにもうどのような書類が必要であるかについては、同意基本構想を廃止しようとする道府県の事務負担が可能な限り軽減される方向で検討していただきたい。
31	B 地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除却)	市街化調整区域における農家住宅、分家住宅の用途変更の許可要件の緩和	市街化調整区域内に立地する農家住宅、分家住宅について、移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすることを求める。また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば倒壊のおそれがある建物である場合には用途変更の許可を検討してよいか、明確な規定が存在しない。そのため、市街化調整区域における農家住宅や分家住宅の用途変更の許可の判断が困難な状況である。	【現行制度について】 市街化調整区域内に立地する農家住宅や分家住宅を売却し、一般住宅や事業所等として活用するためには、都市計画法に基づく都道府県知事の用途変更の許可が必要となる。都市計画法、都市計画法施行令、開発許可制度運用指針において、用途変更の許可に関する規定、留意事項が定められており、用途変更の許可を判断する際は、これらの法令、指針に基づいて判断することとなる。しかし、移住希望者のための住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更を認めてよいか、また、建物所有者が近隣に転居した場合や、当該建物が用途変更をせずに空き家として放置すれば倒壊のおそれがある建物である場合には用途変更の許可を検討してよいか、明確な規定が存在しない。そのため、市街化調整区域における農家住宅や分家住宅の用途変更の許可の判断が困難な状況である。 【生じている支障】 当市の市街化調整区域内の農家住宅や分家住宅について、空き家となっている事例が多数存在し、地域課題となっている。一方、当市の市街化調整区域内への移住希望や、事業所(サテライトオフィス等)設立希望が複数寄せられていることから、当該区域内において空き家となっている農家住宅や分家住宅を移住希望者や事業所設立希望者へ売却することで、空き家問題等の地域課題を解決したいと考えているが、法令や指針に用途変更を認める規定が存在しないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。また、市街化調整区域内の農家住宅において、建物所有者が近隣へ転居し、当該農家住宅が空き家となったため売却を検討した事例において、売却のために必要となる用途変更については、用途変更を行うやむを得ない事情が必要となることや、建物所有者が近隣に転居した場合は用途変更の許可をすることができる規定がないため、用途変更の許可の判断がつかず、売却が進まない状況である。売却が進まないことで、当該建物が空き家となり、建物の痛みも年々激しくなっており、このまま放置すれば倒壊の危険がある状況である。	都市計画法第42条第1項、都市計画法施行令第36条、開発許可制度運用指針1-1-15	国土交通省	農林省	藤枝市		名古屋市長、稲沢市長、高槻市長、兵庫県、熊本市		〇当市においても、市街化調整区域内に管理不全の空き家が一定数存在し、地域の課題となっていることから、売却のための用途変更の可能性について検討していただきたい。 〇市街化調整区域内における分家住宅等は許可者のみにその使用が限定されているため、当該住宅がいわゆる空き家となった場合、利活用を図る観点からは都市計画法の規制が弊害となっている。市街化調整区域内においても一定の人口が居住しており、すでに地域コミュニティが存在している。少しでも定住人口の減少を防ぎ地域コミュニティの維持を図るため、空き家の利活用を積極的に進める必要があると考えており、当該住宅が空き家となった場合の取り扱いについて、「開発許可制度運用指針」で具体的な方策を示していただきたい。 〇現状】 当市の場合、農家住宅等から一般住宅へ用途変更する際は、農家住宅等が適法に建築等された後10年以上適正に利用され、その用途を変更することに社会通念上やむを得ない事情がある場合は、法34条第14号により許可している。サテライトオフィスについては事業所単体では許可していないが、兼用住宅として使用するのであれば許可の対象としている。なお、国連等の沿道においては、第2種住居地域に建築できる建築物(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種は除く)を許可の対象としている。【地域における課題制度改正の必要性】 用途変更を容易にしようと市街化が進んでしまう恐れがあるため、ある一定の期間は適正に利用された等の時間的な条件付きで移住希望者の住宅や事業所(サテライトオフィス等)への用途変更の許可を可能とすべきである。 〇開発許可制度運用指針において用途変更に係る考え方が一定されており、当県においても用途変更に係る許可基準を設けているが、サテライトオフィス等近年ニーズが増加しているものなど、用途変更を可能とする具体的な運用を示していただくことは、既存ストックの活用による地域活力の維持に資すると考える。	市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であることから、建築物の用途変更は一定の基準に該当する場合に限り許可が認められており、開発許可権者が建築物の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に検討して、周辺の市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合には、許可することが可能である。 これを受けて、開発許可制度運用指針(平成26年8月1日国都計第67号国土交通省都市局長通知)において、「法に基づく許可を受けて建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による用途変更」については、「周辺の土地利用に支障を及ぼさない限り」(1-7-1(20))許可の対象とし得るものとしている。例えば、近年、市街化調整区域において空き家が多数発生し、地域活力の低下、既存コミュニティの維持が困難になる等の課題が生じていることなどを踏まえ、「地域再生など喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合には、地域の実情に応じて、用途変更の許可をしても差し支えないもの」(1-15(1))としている。 このため、農家住宅及び分家住宅を移住希望者の住宅や事業所に用途変更することについて、上記の要件を満たす場合には現行制度で対応可能である。
37	B 地方に対する規制緩和	11 その他	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく民間検査を受けたときに図面等の書類を提出するとは個人情報保護法に抵触しないことを明確化する。	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく民間検査を受けたときに図面等の書類を提出するとは個人情報保護法に抵触しないことを明確化する。	納税義務者や施工業者の手続き負担の軽減及び地方税の分界における更なるデジタル化を促進することに寄与する。	地方税法第353条、個人情報の保護に関する法律第27条	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	北広島市	別添資料あり	室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、大戸市、川崎市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、福井市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市		〇当提案については、地方税法第353条の規定により、個人情報の保護に関する法第18条第3項第1号の「法令に基づく場合」として個人情報保護の適用から除外されるものと理解するが、提案内容から現実的に市町村の事務の遂行に支障があり、何らかの見解等を文書で出すことによりそれが改善されるのであれば、検討していただきたい。 〇当市においても、家屋調査及び評点付図に、図面・見積書の提出を拒まれるケースが散見される。現地調査を縮小し、図面評価にシフトしているコロナ禍の調査においては、家屋図面等の資料の提出なしに迅速に評価を行うことが、非常に困難となっている。特に、中～大規模非木造家屋の評価において、資料を把握して評価計算を行うためには、竣工図、見積書の提出が必要であるため、これを促進するために個人情報保護法に抵触しない旨の後盾を講じていただければ、説得しやむを得ない環境になると考える。 〇住宅等の施工業者から紙媒体による図面の交付もしくは提供を拒まれる事例がある。図面に地番、所有者の記載がある場合に個人情報保護法で守られるデータとなるのか基準は必要である。 〇納税義務者より資料を取得することを原則としているが、接触ができない事例もあり施工業者より取得できなかった事務負担の軽減につながる。 〇市内に新築された家屋については、翌年度から固定資産税等を課税するために固定資産評価を行うことから、当該新築家屋に関する図面等の書類を入手する必要があるところであり、当該新築家屋の所有者に対して、地方税法第353条に基づき、当該新築家屋に関する図面等の書類の提出を求めている。しかしながら、所有者から図面等の書類を入手する事が困難なケースにおいては、施工業者に対して本提案に基づき、当該新築家屋に関する図面等の提出を求めているが、任意の協力規定のため施工業者によっては個人情報保護の観点から図面等の提出を断るケースがある。	第1次回答でお示しいただいた内容については、従前から当市において個人情報取扱事業者へ説明している内容と同一であることから、現行のままで、支障が解消されないことが考えられる。(建設業の許可については、関係府省から個人情報取扱事業者(建設業の許可を受けている者)に対して、通知等の発出等によって、早期にご周知していただきたい。	

国土交通省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 総合保養地域整備基本構想の廃止に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加入、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とするを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。	提案団体及び提案募集検討専門部会からのご意見を踏まえて、 ①提出を求める書類を必要最低限にすること ②道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とする。以下のとおり回答する。 (1)提出を求める書類を必要最低限にすること 廃止手続きに係る道府県の負担軽減を図ることは必要と考えており、主務大臣協議を行うにあたり、通知によって道府県に提出を求める書類については、必要最低限な書類に限るなどの見直しを行っている。 具体的には、①各特定施設の整備予定がないこと、②関係市町村・民間事業者等からの反対がないことなど、基本構想の実現性が見込まれないことを確認するための必要最低限な書類をもって「政策評価」と見なすことなどを想定している。 引き続き、道府県にとって負担となっている具体的な内容もお伺いしながら検討を行い、できる限り早期に通知の発出を行ってまいりたい。 ③道府県基本構想の廃止手続きを主務大臣同意ではなく届出により可能とすること 現行法令上、道府県基本構想については作成及び変更のみが規定されているところ、廃止の手続きを必要とは別に定める場合は、法改正が必要となり、作成時に主務大臣からの同意を得た基本構想の廃止手続きを届出とすることが法的に問題ないかの検討をはじめ改正手続きに多大な時間を要するものと思慮。 一方、法改正によらず、通知等によって道府県基本構想の廃止を届出で可能とする場合は、法令上根拠のない届出義務を通知により自治体に課することは適当ではないため、「届出を求める」内容の通知になるものと認識。このような任意の届出でもって基本構想を廃止することの是非についても、法的な整理が必要と考えているところ。 このため、現時点では同意手続きを廃止し届出とすることが可能かお示しできないが、引き続き、抜本的な制度改正についても検討を行ってまいりたい。	5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づく基本構想(5条1項)を廃止する場合の手続きについては、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事務連絡	令和5年3月23日	総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて、主務大臣協議を不要とし、届出とすることとした事務連絡を道府県に発出した。 総合保養地域整備法に基づく基本構想を廃止する場合の手続きについて(令和5年3月23日付け国土交通省国土政策局地方振興課事務連絡)	
			開発許可制度運用指針1-15(1)①、②(用途変更の許可をしなくても差し支えない)及び指針1-7-1(20)③ロ(用途変更の審査対象として差し支えない、やむを得ない事情によるもの)に記載されている類型は、いずれも許可が許容され得る例として記載しているものである。このため、提案団体から示された事例のような同指針に記載されていないケースについても、喫緊の政策課題に対応するため、市街化調整区域において既存建築物を活用する必要性が認められる場合や、社会通念上当該建築物を従前の用途に供しないことやむを得ない事情がある場合等、開発許可権者が許可の要件を満たしていると判断する場合には許可することが可能である。	5【国土交通省】 (21)都市計画法(昭43法100) 開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、開発許可権者に令和4年度中に周知する。	メールによる周知	令和5年3月30日	開発許可を受けた開発区域内における建築物の用途変更の許可(42条1項)及び市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の用途変更の許可(43条1項)については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、「開発許可制度運用指針(平26国土交通省都市局)に基づき用途変更許可の審査基準を定めている地方公共団体の事例を、地方公共団体に対し、令和5年3月30日にメールにて周知した。	
	【全国市長会】 提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。 【全国町会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。		今後、関係省庁において、周知を図ることを検討する。	5【個人情報保護委員会(2)】【総務省(13)】【国土交通省(8)】 地方税法(昭25法226)及び個人情報保護に関する法律(平15法57)事業者等への協力要請(地方税法20条の11)又は固定資産税に関する調査に係る質問検査権(同法45条1項)に基づき、徴収職員等が施工業者などの個人情報取扱事業者(納税義務者等の)の家庭の図面などの個人データ(個人情報の保護に関する法律16条3項)の提供を求めた場合の当該情報の提供については、個人情報保護に関する法律27条1項1号に定める「法令に基づく場合」に該当することを明確化し、施工業者に令和5年中に文書で周知する。	・Q&Aの更新による明確化 ・文書による周知	・Q&Aについては令和5年3月31日更新、同年4月1日から適用 ・周知については令和5年4月5日実施済	・「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドラインに関するQ&A(令和5年3月31日更新、同年4月1日適用) ・「固定資産税等の質問検査権への対応等」について(令和5年4月5日付け国土交通省住宅局住宅生産課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な障害事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
51	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	建築基準法第130条の4への農林漁業を営むための必要となる農業施設の追加	生産緑地法では、生産緑地地区内に農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90m以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「本件施設」という。)については、市町村長の許可なく設置することが可能である。しかし、建築基準法の規定により、本件施設を本件用途地域内に設置することは不可能となっている。本市では、生産緑地地区の90%以上が本件用途地域内に指定されているが、本市の生産緑地地区の大部分において本件施設の設置が不可能となっているのが現状である。実際に、農林漁業を営むための農業従事者にとって必要となるトイレを生産緑地地区内に設置したいという相談を現在2件受けているが、その設置を希望する生産緑地地区が第一種低層住居専用地域内に所在するため、トイレを設置することができず、農業従事者からも農業に支障が生じている旨の不満の声があがり、本市としてもその対応に苦慮している。また、農業従事者が高齢男性中心から女性や次世代へ継承されていることに伴い、安全衛生や働きやすさの観点から労働環境への意識が多様化していることから、これまで以上に生産緑地地区における本件施設の設置の必要性が高まっているものと考えられる。また、本市では面的に農業の利便の増進を図るべきエリアについて、田園住居地域を指定を検討しているが、農業用の単独のトイレ、休憩所などは建築できず、指定の目的と矛盾が生じることに懸念を感じている。なお、建築基準法第48条各々ただし書における特例許可に対応することも考えられるが、そもそも生産緑地法においては本件施設の設置に当たり個別の許可が必要となっていることとの権衡の観点から、あくまで建築基準法施行令を改正し、特定行政庁の許可を得ずとも設置が可能とすべきものと考えられる。	制度改正により、生産緑地地区の適切な維持に寄与すると考えられる。また、本制度改正により農業従事者の就労環境が向上し、若年層少傾向にある農業従事者の増加に寄与することが考えられる。	建築基準法別表第二(一)(ろ)(ハ)(五)、建築基準法施行令第130条の4	国土交通省	八王子市					さいたま市、広島市	一	建築基準法別表第2(一)項第9号の規定により政令で定められる建築物は、公益上必要な建築物であり、本提案の建築物が、公益性の観点から必要であることが明確であることが明確でない場合は追加できない。このことであるが、本市においては公益性があるものとして都市計画決定した生産緑地地区を維持管理するために設置する本提案のような施設は公益性の観点から必要であることが明確とされている。そのため、建築基準法施行令第130条の4へ追加することを前向きに検討いただきたい。また、「建築基準法第48条各々ただし書」における特例許可で対応することが妥当とのことだが、そもそも生産緑地法においては本提案に係る施設の設置に当たり個別の許可が不要になっているにもかかわらず、建築基準法においては許可が必要との御判断について、両法律で差がある理由を御教示いただきたい。特例許可の場合は、公聴会での意見聴取や建築審査会の同意取得等に要する費用や時間が多大であるため、農業従事者や新規就農者にとって負担となっており、農業従事そのものを躊躇せざるを得ない状況が生じている。農地という就業地において最低限の就労環境(休憩施設やトイレ、倉庫)を整えることができるような法律の整備が求められていることから、農林漁業を営むために必要となる農業施設について建築基準法施行令第130条の4への追加を検討いただきたい。
58	B	地方に対する規制緩和	10 運輸・交通	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正に伴い、地方公共団体に対し、毎年の普及促進計画及び普及促進活動報告書の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付け廃止を求める。	【現行制度】令和4年4月の地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の改正により、地方版図柄入りナンバープレートの導入地域を構成する地方公共団体に対し、毎年4月末までに、普及促進計画及び前年度の普及促進活動報告を作成し(国土交通省に提出することが義務付けられた。普及促進計画には普及率や返申込件数等の目標や普及促進の取組等について、普及促進活動報告には目標達成状況や普及促進活動の取組状況について記載することとなっている。また、対象地域毎に設置している協議会に対し、寄付金の活用方針等を決定の上、国土交通省に提出することが義務付けられた。寄付金の活用方針等には協議会の構成や具体的な使途等について記載することとなっている。【支障】本来、地方版図柄入りナンバープレートは住民個人が自由に選択できる事柄であって、普及率等の数値目標を設定し、その達成を目指すことはなじまない性質のものであると考える。また、自動車登録制度は国土交通省地方運輸局の所管事務であって、その責任は国が負うべきものであるにもかかわらず、地方に義務付けがなされ、計画・報告の作成や普及促進の取組に係る新たな事務が生じるとともに、その財源措置もない新たな財政負担が生じる。寄付金の活用方針等についても、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金は、配分される寄付金額や地域の実情を踏まえて協議会で議論し、その活用方法を決定することとなっており、改めて一律に活用方針を作成する必要はないと考えられる。さらに、今回の義務付けを伴う制度改正は、地方版図柄入りナンバープレート導入後の後付けであるにもかかわらず、事前の説明会はなされたものの、地方の意向が反映される機会のないまま義務付けされているなど、改正のプロセスも不十分であったと考える。	計画や方針作成の義務付けによらずとも、住民個人の地域への愛着形成など、地方版図柄入りナンバープレートが選択肢として存在することで、政策目的は達成可能であると思料される。併せて、地域の実情に即した運用が可能となり、事務の効率化につながる。	地方版図柄入りナンバープレート導入要綱	国土交通省	香川県、徳島県、愛媛県、高知県	宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県				一	地方版図柄入りナンバープレートは、地域の観光資源等をデザインした図柄を取り付けた自動車各地域の内外を走ることで、その地域の知名度が向上し、地域振興及び観光振興等に繋がることを目的としたものである。その効果を十分に発揮するためには、同ナンバープレートの一定以上の認知度が重要であるため、継続した普及促進活動が行われることが重要である。このため、地方公共団体には、普及率や申込件数に関する数値目標、地方公共団体が任意で設定する目標及び普及促進活動の予定を記載内容とする普及促進計画を作成し、その実績報告を提出頂くこととし、国は、地方公共団体の取組の好事例等の共有等を行うなど、両者が連携して効果的に普及促進を図ることとしたものである。なお、地方公共団体の普及促進活動の内容や水準及び財政負担については一律の指針を定めるものではなく、自主性によることを基本としており、地方公共団体への過度な負担を求めるとは考えていない。また、普及率等の数値目標の設定については、地域住民の選択の自由を阻害するものとははいえないと考える。また、寄付金の活用方針等については、これまでナンバープレートの交付開始後に地域の協議会で決定していたものを交付開始前に決定頂くこととしたところであるが、これは、図柄入りナンバープレートに係る制度等のあり方を検討するための有識者会議において、「交付開始前に寄付金の活用方針や目標を定めPRする方が、図柄入りナンバープレートの普及及び寄付の促進に有効ではないか」とのご意見を頂いたことを踏まえ、措置したものである。なお、既に寄付金の活用方針が決定されている場合は、それで足りるものであり、地方公共団体に新たに二重の事務負担を課すものではないと考える。新たな同ナンバープレートの募集に係る手続きや要件については、上記有識者会議においてご議論頂いた上で、当省において定めたものであるが、同会議の議事概要や配付資料については当省HPで公表した他、検討の初期段階において、全地方公共団体対象のアンケート調査を実施するとともに、中間段階において、同ナンバープレート導入済みの地方公共団体に対して、検討状況について複数回説明会を開催してご意見を伺うなど、地方公共団体の意見を同会議における議論に反映させるよう最大限努めたところである。	
82	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	生活保護受給者が住宅扶助の代理納付の適用を受けた場合や適用が外れた際に、住宅部局へその旨を通知することその方法を明確に定めてほしい。	令和2年3月31日付け社援発0331第2号「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について」の一部改正について(通知)」により、住宅扶助及び共益費の代理納付を積極的に活用するよう改正され、公営住宅においては原則代理納付とされている。こういった規定があるにも関わらず、福祉部局から住宅部局への通知方法が定められていないため、公営住宅において県の福祉部局から通知のないまま代理納付が行われており、重複納付を遂行する事例が数回あった。また、逆の場合も同様に通知がなく、滞納となることもあった。この事例は民間住宅でも発生している可能性があることから、セーフティネット住宅の拡大のためにも代理納付の通知方法等を明確に定めてほしい。	公営住宅の家賃徴収に係る事務負担の軽減と、安定した家賃回収によるセーフティネット住宅の拡大が図られる。	生活保護法第14条、第33条第4項、第37条の2、生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例(住宅扶助の代理納付)に係る留意事項について(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	厚生労働省、国土交通省	坂部町、宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、伊方町、松野町、鬼北町	千代市、松本市、半田市、広島市、大牟田市、戸畑市、無本市			〇本市では身元引受人がいらない市営住宅入居者に対してNPO団体を紹介して、NPO団体の審査に選れば身元引受人でない方でも受け入れが出来るような取り組みを行っている。しかしそのNPO団体を利用する場合生活保護で代理納付をしていた方は制度の都合上、代理納付が不可能になりNPO団体を通して支払いをしなくてはならなくなる。その際に保護課からの通知が十分でないことがあり代理納付なのか不明で業務に支障をきたすおそれがあった。	情報共有のあり方について、「様々な方法が想定され、置かれた事情によっても様々であると考えられるとあるが、生活保護部局から住宅部局に対し、公営住宅の家賃の代理納付に関する情報共有が適正に行われず、家賃の重複納付やその反対の滞納等の支障が生じており、こうした現状をまずはしっかりと理解いただきたい。また、共有方法については、生活保護部局と住宅部局(福祉事務所未設置の町村においては、都道府県と町村)において事前調整した上で実施するよう規定する。例えば両部局間において情報連携を行うよう通知等で周知することなど、上記部局間の情報共有のあり方について具体的に検討いただくとともに、検討スケジュールも併せてお示しいただきたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			建築基準法施行令第130条の4に記載されている公益施設とは、近隣住民にとって必要な公益サービス施設等であり、本提案の建築物がその公益性の観点で必要であることが明確でない場合には追加できない。 また、生産緑地法では、都市農地の計画的な保全等を目的としていることに対し、建築基準法では、第一種低層住居専用地域は低層住宅地に係る良好な住居の環境を確保するために設定されているため、目的が異なる。そのため生産緑地法で許可が不要であるとしても、建築基準法で許可が不要になるということにはならない。 本提案の建築物が、良好な居住環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかについて判断する必要があることから、建築基準法第48条各項ただし書における特例許可で対応することが妥当と考えられる。 なお、当該建築物に係る許可基準などを作成し、事前明示することにより、農業従事者や新規就農者の負担が軽減されると考えられる。 また、田園住居地域の指定を検討していることなどから、当該地域では、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵のために必要な体験施設やトイレであれば建築可能である。	5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (iii)農作業のために必要な体験施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に令和4年度中に通知する。	通知	令和5年1月19日	農作業のために必要な体験施設や便所については、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(別表2(ち))として、特定行政庁の許可(48条8項)を得ずに、田園住居地域において建築できることを明確化し、特定行政庁に通知した。 農作業のために必要な体験施設、便所の取扱いについて(技術的助言)(令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	
	【全国知事会】 国において必要と考える政策的実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 普及促進計画等について「地方公共団体への過度な負担を求めるものとは考えていない」等の回答であるが、計画等の策定に当たっては関係団体との調整等の事務負担が生じる。地方の声に耳を傾け、普及促進計画等の廃止を基本として、事務の簡素化・効率化を検討いただきたい。	地方版図柄入りナンバープレートは、交付枚数が極端に少ない場合、地域振興等の効果も不十分なものとなるほか、制度の維持が困難となる恐れがあるところ。効果的かつ効率的に普及促進を図るためには、地方公共団体が多角的な視点から計画的に普及促進活動に取り組みいただくとともに、国が好事例の共有を行う等、両者の連携が重要であるため、普及促進計画等を策定いただくことが必要と考えている。 しかし、提案団体からのご指摘を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減等の観点から、普及促進計画の国への提出については、毎年度提出することとしていたものを、地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年)の更新時に限ることとする。また、普及促進計画等の様式を簡素化する方向で見直すとともに、記載例を国土交通省から示すこととする。	5【国土交通省】 (12)道路運送車両法(昭26法185) 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。 ・普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバープレートの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。 ・普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。	要綱改正	令和5年2月10日	対応方針を踏まえ、「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)を改正し、地方公共団体あて周知するよう各地方運輸局あて通知した。 「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱の一部改正について」(令和5年2月10日付け国土交通省第300号)	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		住宅扶助の代理納付に関する生活保護担当部局と住宅部局との情報共有のあり方は、現状においてもそれぞれの地方自治体の実情に応じて様々であると考えられることから、各地方自治体はその実情に応じて柔軟に情報共有できるよう、通知等で実際に代理納付を行っている地方自治体の生活保護部局と住宅部局との情報共有例等の周知を行う等の対応を検討したい。	5【厚生労働省(23)(iii)】【国土交通省(4)】 生活保護法(昭25法144) 住宅扶助の代理納付を開始又は終了する際の生活保護部局と住宅部局間の情報連携については、地方公共団体に対する事務の実態等に照らすとアラインの結果を踏まえ、両部局間において適切に行う旨と併せて参考となる事例を通知することを検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	事務連絡	令和5年3月	住宅扶助の代理納付に関する事務の実態等に関する自治体向けアラインを実施し、同じアラインで収集した生活保護部局と住宅部局との情報連携に関して参考となる事例及び両部局間において情報連携を適切に行う旨を、生活保護部局に対しては厚生労働省から令和5年3月30日付けで事務連絡を发出し、住宅部局に対しては国土交通省から令和5年3月31日付けで事務連絡を发出し、周知した。 ・住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について(令和5年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡) ・住宅扶助の代理納付に関する生活保護部局と住宅部局との情報連携について(令和5年3月31日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野															
88	B	地方に対する規制緩和	09	土木、建築	建築基準法第6条に基づく建築確認事務において、「屋内の用途」に該当しないピロティの明確化	当面においては、国土交通省が推進している「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた各種事業に取り組み、エリア単位で建物低層部オープンスペース及び街路等を包含した空間である「グランドレル」の形成のため、沿道建築物の1階部分に賑わい空間として利用することを想定したピロティを設けることが有効な手段の一つであると考えている。 平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知においては、当者の認識を踏まえ、イート等の一時的な利用に供されるピロティを総合設計制度上有効な公開空地と評価できるとの取扱いが示されている一方、建築確認事務における床面積の算入に係る取扱いは特段示されていない。 そのため、現状の建築確認事務においては、昭和61年通知のみにより建築物の床面積の算入に係る判断をしていることから、当該ピロティを含め、通行以外の何らかの用途に供されるピロティは「屋内の用途」に該当する建築物とみなされ、床面積に算入される運用となっている。 以上より、不動産オーナー等が建物1階部分の活用を想定したピロティに該当する建築物であるとみなされ、床面積に算入されることとなるため、中小規模の建築物の場合、ピロティを設置することで容積率を消化するより、事業床とした方が事業採算性を見込めること判断し、ピロティの設置を勧めるケースが多くなっている。 なお、令和2年度に制定された「潜在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」では、新たに整備する建物の低層部をオープン化(ガラス張り化、ピロティ化等)することに対して課税の特例等が設けられているが、実施計画における建築確認時点で、屋内の用途に該当するために計画変更を求められ、建物の低層部のオープン化が実現することが困難となっている。そのため、計画変更に伴い協議に時間を要するピロティ等を設ける計画よりも、申請手続きが円滑な屋内空間(事業床)とした方が事業の効率性(工期短縮)や採算性を見込めるため、不動産オーナーは、国土交通省が例示する「民による空間整備の例」のような建物の低層部オープン化を積極的に設置しようとするインセンティブが働かない状況となっている。	各自自治体のまちづくり関連政策との整合性等に配慮しつつ、「潜在快適性等向上区域等」関連法令の「民による空間整備の例」のようなピロティ等を設ける際は、「国土交通省住宅指針第115号住宅局建築指導課長通知」が明確化されることで、建築確認申請業務の担当事業の認識を統一化でき、不動産オーナー等によるピロティの設置が促進され、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現に向けた公民連携によるまちづくりの推進が期待される。	床面積の算定方法について(昭和61年4月30日付け建設省住宅指針第115号住宅局建築指導課長通知)、容積率制限に係る特例制度の活用について(平成18年3月29日付け国土交通省住宅局市街地建築課長通知)	国土交通省	仙台市、石巻市、栗田町、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市				千葉市、徳島県、久留米市	<ul style="list-style-type: none"> ○支障事例にかかわらず、ピロティ部分の面積の取扱いについては、判断に苦慮することもあるため、取扱いが明確化されることは有益と思われる。 ○予め一時的な利用が想定される場合には、屋内の用途に供する部分として、床面積に算入するが適当と判断しているのが現状である。なお、総合設計制度等を活用した公開空地等におけるイベント等の一時的な利用に供されると判断されるものについては、平成18年国土交通省住宅指針第292号(技術的助言)により対応が可能と考える。 	床面積の算定方法について、ピロティにおける屋内の用途に供する部分の判断にあたり参考となる情報を通知等で発出する。	本件に関する参考となる情報の詳細については、潜在快適性等向上区域等において、まちづくりに資する場合は、屋内の用途に該当しないこととする等のピロティの考え方とその判断基準を具体的に提示していただきたい。また、通知等の発出までのスケジュールについても明確に示していただきたい。
129	B	地方に対する規制緩和	09	土木、建築	市町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第12条に基づく情報提供等及び同法第14条に基づく措置を円滑に行えるよう、市町村の空家対策所管部局による空家等所有者に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	市町村には、空家法第10条に基づき、空家等所有者を特定するために住民票や固定資産課税情報を利用することができる。しかしながら、住民票の異動がなされておらず住民票記載の住所が居所でない場合(例えば住所地在外の場合)や、空家に課税されていない場合や住民票が免税点未満であって課税情報を取付できない場合には、住民票や固定資産課税情報だけでは所有者の居所を特定できない。 このような場合には、介護保険、国民健康保険、生活保護の情報や地域包括支援センターが有する情報により、所有者の居所を特定できることがあるが、地公法第34条の守秘義務に抵触するおそれがあることと理由に、空家等所有者に関する情報提供を受けられないことがあり、危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼や勧告等を行うに当たっての支障となっている。 実際に、市内の1市において、福祉部局へ空家等所有者に関する情報提供を求めた事例が3件あるが、その3件全てについて情報提供を受けられなかった事例がある。	市町村の空家対策担当部局が福祉部局から空家等所有者に関する特別措置法第10条、第12条、第14条、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針「3(3)特定空家等に対する適切な措置を図るために必要な指針「ガイドライン」第1章3(1)、地方公務員法第34条	総務省、厚生労働省、国土交通省	大阪府、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、岡山県、広島県			いわき市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、松本市、浜松市、豊田市、高崎市、八尾市、大塚市、西宮市、山陽小野田市、久留米市、熊本市、大分県	<ul style="list-style-type: none"> ○当市においても、過去に他市の福祉部局から空家所有者等に関する情報提供を拒否されたことがあるため、前向きに検討していただきたい。 ○当市においても住民票を置いたまま施設入所されていると思われる案件は多数あり、福祉部局に照会をした事例がある。施設入所していることのお返事は得られたが、入所施設名や緊急連絡先である親族等に関する情報提供までは受けられなかった。そのような経緯をふまえて現在の対応としては、親族や施設に転送されることを期待して住所地(空家所在地)に文書送付する。もしくは住民票情報等により親族が判明した場合は、親族に事情を聞くなどケースバイケースで対応しているが、時間がかかるうえ事務負担も大きい。提案のとおり、福祉部局が保有する情報が活用できることは、事務負担の軽減及び危険な状態の迅速な解消に繋がる。必要性は非常に高いと考える。 ○空き家や住宅の所有者の高齢化が続くなか、住民票を異動しない施設入所の場合や、空き家所有者に後見人が付いている場合など、福祉関連の情報があれば所有者の居場所の特定や関係者との接触が容易となり、空家対策を効果的に進めることが可能となる。 ○住民票上は空家の住所のまま、所有者等の所在不明である状態が時々ある。また、空き家となった要因として、所有者が施設に入ったという事例もよくある。情報を共有することで、空き家対策の一助になると考える。 ○空家等について苦情を受けた際、所有者に接触するため、所有者調査を行うが、所有者が高齢のため、住民登録や固定資産課税情報上の住所を自宅から変更せず、施設に入所していることがある。この場合、不動産登記情報、住民登録情報、固定資産課税情報では所有者と接触することができず、近隣住民からの情報で施設に入所していることは分かっていても、具体的な入所施設までは分からないことが多く、また、福祉部局から所有者の入所施設の情報を得ることもできないため、対応に苦慮することがある。 ○当市においても管理不良な状態の空家に係る所有者調査で固定資産課税情報を利用しているところであるが、所有者が高齢者施設に入所している場合などでは住所地在外の場合、所有者の所在が不明で連絡が取れないケースも多い。このような場合に、福祉部局など市の他部署で把握している所有者の情報を活用することができれば、早期に空家所有者の所在を確認することができ、迅速な空家に係る措置を講じることができると考えられる。 	地方公務員法第34条第1項において、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされているが、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項においては、「市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる」とされていることから、両法に基づく、両法に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される。提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、それぞれの情報に関する法律を所管する厚生労働省等とも連携して、必要に応じた対応を検討する。	市町村の福祉部局や地域包括支援センターからの情報提供については、「地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解される」とのことだが、現行のガイドライン等ではその解釈が明確になっていないことから、市町村の空家対策所管部局が市町村の福祉部局、地域包括支援センター、後期高齢者医療広域連合から必要な情報提供を受けられないことがある。住民票、戸籍、固定資産税の課税情報などで所有者の居所を特定できない場合に福祉部局等が保有する情報を取得できないことが、市町村が危険な空家に対して当該所有者等への空家法に基づく改善依頼等を行うに当たっての支障となっているため、「空家法第10条に基づく福祉部局等から空家対策所管部局への情報提供は地方公務員法第34条第1項の守秘義務に反しない」旨をガイドライン等において明確化していただきたい。 また、後記において必要に応じた対応を検討することとされているが、介護保険、国民健康保険(後期高齢者医療を含む)、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に関して、情報提供を受けられる旨をガイドライン等において明確化されるとの認識でよいか。その場合、具体的なスケジュールを御教示いただきたい。 また、後記において必要に応じた対応を検討することとされているが、介護保険、国民健康保険(後期高齢者医療を含む)、生活保護に係る情報や地域包括支援センターが有する情報取得できる旨及び情報提供しても守秘義務違反とはならない旨をガイドライン等で明確化することが特定空家等の迅速な解消、ひいては住民の安全安心の確保につながることをお書き置きたい。また、必要に応じた対応を検討したい。		
130	B	地方に対する規制緩和	01	土地利用(農地除却)	土地利用基本計画における農地除却の義務の廃止	本計画の目的とされている「土地利用の総合調整機能」については、農振法、森林法、都市計画法等の土地利用に関する個別法に基づき実質的な調整が行われており、本計画の調整機能は形式的なものとなっている。	地方自治体の業務効率化	国土利用計画法第9条	国土交通省	広島県、全国知事会			伊勢崎市、長門県、長門県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用基本計画は、個別規制法に基づく土地利用を目的とする計画では達成できない土地利用の総合調整を行うために導入されており、現行法制上、土地利用の総合調整を行うための措置として、法制上での存在であり、その策定は必須と考える。 ○国土の約半数は農地(都市、農業、森林、自然公園、自然保全)のいずれかが重複する地域であり、仮に土地利用基本計画の策定を任意制とした場合、個別規制法に基づく計画について他の施策との総合的な調整が行われず、重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向が示されず、土地利用の農閑が滞る危険性がある。 ○現行法制上、土地利用基本計画が土地利用の総合調整を行う唯一の存在であるという点があるが、現状、各個別規制法の手続きが先行し、各計画の上位計画であるはずの土地利用基本計画はこれら事後に追認するに留まらずに、国との調整に漏れが生じる可能性については、当県の提案では、土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性を鑑み、変更計画の提出を引続き行うこととしており、これまでと同様のタイミングで国へ情報提供できるため、支障はないものと考えている。また、国土利用計画法第9条第11項に基づき意見照会において、約7割について意見が出されているということであるが、当県において、国の関係行政機関から提出された意見等は、過去5年を見ても、すべて事業確認に留まる内容と見受けられ、ご指摘いただいた、国の関係行政機関から提出された意見等により、調整が整った具体例等があればご教示いただきたい。 ○土地利用基本計画の機能を維持しつつ、計画変更にかかる事務負担が軽減されること、庁内連携組織をベースにすることで、情報共有や調整がより密に行えると考えており、計画の策定義務の廃止を提案するものである。 	人口減少に伴う土地利用の効率化や災害リスク・自然環境保全を踏まえた土地利用への対応など土地利用上の課題は依然として存在し、国土利用計画法の趣旨は重要なものであると認識しているが、土地利用基本計画の策定や第38条審議会の審議等を経ずとも、調整指導方針を別途定め、庁内連携組織等により総合調整が可能であると考える。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
			ビロティの取扱いについて特定行政庁の判断の参考となるよう、以下の内容に係る通知を早急に発出する。 ・建築物の床面積の算定に当たり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないビロティについては、床面積に算入しないこと。 ・ビロティ部分が屋内的用途に供するか否かについては、当該部分の使用実態により判断するものであり、個々の計画内容に応じて特定行政庁において判断できること。	5【国土交通省】 (6) 建築基準法(昭25法201) (iv) 建築物の床面積(施行令2条1項3号)の算定については、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないビロティを建築物の床面積に算入しないこと及びビロティが屋内的用途に供する部分か否かについては想定される使用方法等に応じて判断するものであることを、特定行政庁及び指定確認検査機関に令和4年度中に通知する。	事務連絡	令和5年3月13日	ビロティに係る建築基準法上の床面積の取扱いについて(令和5年3月13日付け国土交通省住宅局建築指導課事務連絡)において、建築物の床面積の算定に当たり、十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないビロティについては、床面積に算入しないこと及びビロティが屋内的用途に供するか否かについては、想定される使用状況など、個々の計画内容に応じて適切に判断することを通知した。	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。		第1次回答のとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項によって、同項に基づく、前項に規定する情報の利用に関しては、地方公務員法第34条第1項との関係で問題とならないと解されるため、本件解釈については通知等によって示すこととした。 さらに提案にある介護保険、国民健康保険、生活保護に係る情報や、地域包括支援センターが有する情報に關してどのような情報が空家等対策の推進に関する特別措置法の目的を達成するために必要であるかを検討し、関係府省等と連携して空き家対策担当部局及び福祉関係部局に対して周知することとした。	5【総務省(4)】【厚生労働省(25)】【国土交通省(9)】 地方公務員法(昭25法261)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空家等の所有者等に関する情報の内部利用(空家等対策の推進に関する特別措置法10条1項)については、市町村(特別区を含む。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村等に通知する。	事務連絡	令和5年3月30日	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成20年法律第127号)第10条第1項に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村等に通知した。 (「空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について(情報提供)」令和5年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課、総務省自治行政局公務員部公務員課、厚生労働省社会・援護局保護課、老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、保険局高齢者医療課事務連絡)	
	【全国知事会】 において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動き等に基づき、必要最小限のものとするにに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、実定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであったが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示された。 第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであったが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示された。また、土地利用基本計画の策定に当たり、国土利用計画(都道府県計画)等の他計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。	土地利用基本計画の総合調整機能が図られた事例としては、例えば、空家に隣接し、都市地域と農業地域が重複する地域で、市街化調整区画を市街化区域に転入することに伴う農業地域縮小のための計画変更について調整を行ったところ、国土交通省(航空部局)より、航空機騒音の観点から、住居系及び工業系の土地利用規制により市街地整備を図っていく計画案の変更の取りやめを求める意見が提出され、調整の結果、住宅系の土地利用を取りやめ、工業系の土地利用のみとするよう計画案が修正された事例 鉄道沿線地域において、都市地域と農業地域が重複する地域で、開発に伴い農業地域縮小のための計画変更について調整を行ったところ、国土交通省(鉄道部局)より、鉄道騒音防止のため、騒音の影響を受けやすい土地利用の配置を避ける観点から、「都市計画運用指針」では「鉄道沿線については、原則として、住居専用地域を定めないことが望ましい」としていることとの整合を確認したところ、第一種低層住居専用地域に指定されている地域は第一種住居地域に用途変更を行うこととされた事例(同様の事例で、緩衝帯の設置等の対策を確認した事例も複数ある。) 今後は、上記の事例を運用指針において紹介するなど、土地利用基本計画の策定意義について更なる理解の促進に努めて参りたい。 その他、提案団体も土地利用基本計画の「計画図」を一元的に管理・公表している土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)の有用性を認めているところがあるが、仮に計画策定義務が廃止された場合、都道府県によっては計画図の更新が止まり、全国の土地利用状況を網羅する情報プラットフォームとしての機能が十分に発揮できなくなる恐れがある。そもそも、LUCKYは、国と都道府県の間で行われる土地利用基本計画の変更協議(現在は意見聴取)にかかる作業効率化のために、電子データでのやり取りを実現したものであることから、計画の策定義務が廃止されることで、変更協議の円滑化というシステム運用の目的が希薄になりLUCKYの運用維持が困難になる恐れがある。	5【国土交通省】 (23) 国土利用計画法(昭49法92) (1) 土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。 ・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。 ・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。	運用指針の改正	令和5年3月15日	土地利用基本計画制度の運用に際して、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるよう、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、その旨を都道府県に通知した。 「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」の改正について(令和5年3月15日付け 国国土計管第105号 国土交通省国土政策局長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
142	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	港湾計画改訂における技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	平成31年に当県港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約5年、また環境調査や調査費などの事業費として約600万円要しており、補助制度がないため単費で大きな負担となっている。そのため改訂において必要となる各種データについて提供いただいているところであるが、今後はより多様なデータ提供や社会動向分析等の技術的支援を求める。	地方自治体の技術的負担の軽減。	港湾法第3条の3	国土交通省	広島県		茨城県、神奈川県、川崎市、石川県、京都府、鳥取県、山口県、宮崎県、四日市港管理組合	<p>○当県においても、港湾計画の改訂時期を迎えており、改訂に係る調査費等を試算すると約200万円に上り、単費で大きな負担となっているため、改訂において必要な各種データの提供等の技術的支援を求める。</p> <p>○令和2年に当県港湾計画の改訂を行ったが、改訂(長期構想策定も含む)に約6年、また環境調査や調査費などの事業費として約120万円要しており、補助制度がないため単費で大きな負担となった。</p> <p>○長期構想策定及び港湾計画の改訂は社会情勢の動向分析や将来の貨物量推計など、技術的に高度な解析調査業務が必要であるが、このような業務に対する知見の少ない港湾管理者にとっては国からの技術的支援が必要である。また、港湾計画改訂等にかかる業務委託費はすべて単独府費となっており、府財政の大きな負担となっている。技術的支援に合わせた財政的支援も必要である。</p> <p>○当県においても令和2年に港湾計画の改訂を行ったが、策定にあたり1.5億円程度の費用を要しており、補助や起債等の財政措置がなく、単費で大きな負担となっている。</p>	港湾計画の改訂については、地方公共団体等の港湾管理者が実施していますが、国は必要に応じて、港湾管理者に技術的支援を行っております(例えば、港湾管理者が求める他港の事例や関連データの提供など)。ご意見のありました、より多様なデータ提供や社会動向分析等についても、国として、港湾管理者と意見交換を行いながら、技術的支援を進めて参りたいと考えています。	港湾管理者との意見交換を通じて、改訂に当たって必要となるデータの提供や貨物量推計に関する最新の知見等の提供を積極的に行うなど、さらなる支援の充実・努めを促していただき、港湾管理者の負担軽減となるよう支援をお願いします。
146	B	地方に対する規制緩和	10 運輸・交通	水質調査等	水質調査に係る海上での採水作業等について、以下の許可申請・事前通知又は届出の規制対象から除外する。 ①港則法については通知を改正し、採水作業等は同法第31条の「工事又は作業」に含まれないこととする。 ②海上交通安全法については通知の発出等により、採水作業等は同法第40条第1項第1号及び第41条第1項第1号の「工事又は作業」に含まれないこととする。または同法施行規則第24条及び第28条に「採水作業等」に関することを追加し、同法第40条第1項ただし書及び第41条第1項ただし書の除外規定の適用を受けることとする。	【現行制度について】 当県においては水質調査等のため、委託を含めた海上での採水作業を実施している。 この採水作業に際しては、港則法及び海上交通安全法の適用対象であり、許可申請や届出等の必要がある。 【支障事例】 採水作業に係る許可申請や届出等に関する記載項目や海図の提出など作業負担が大きい。 さらに春季期間を超越して作業日の一か月前までの提出も負担となっており、悪天候等による調査予定日やその予備日を過ぎる場合は再度、許可申請が必要となっている。また調査を民間業者に委託する場合は受託書の提出も求められており、委託契約の都合上、4月から行う調査は一か月前までの申請が困難となっている。 【制度改正の必要性】 漁具の設置を含めた漁業を行うために必要とされる行為やレジャー目的の行為等は許可申請や届出等の対象外となっているにも関わらず、船長がデッキに常駐し、いかりを下ろすことなく30分程度停泊して採水及び採泥作業を行う行為は対象となっている。水質調査等も行為の態様は変わらないことから、船舶の安全な航行に支障をきたすとは考えにくい。	行政や民間事業者の事務負担の軽減が見込まれる。	港則法第31条第1項、海上交通安全法第40条第1項、同法第40条第7項、同法第41条第1項、同法第41条第4項、同法施行規則第24条、同施行規則第26条	国土交通省	広島県、宮城県、愛媛県	茨城県、川崎市、長崎市、熊本市	一	<p>採水作業を含む水質調査の行為内容は、通常の航行形態と異なり、一定の場所への船舶の停留や資機材の海中への投入を伴うものであることから、船舶交通に支障を及ぼす恐れがある。また、船舶交通の安全を確保する観点から、水質調査を行う際は、作業実施者において所要の安全対策を講じる必要がある。当然としても事前に、その内容を確認する必要がある。このため、原則として、このような行為は海上交通安全法及び港則法上の許可等の対象と位置付けており、一律に規制対象から除外することは困難である。</p> <p>○調査船は作業中、エンジンを起動したままアンカーを下ろさないため、緊急時には直ちに作業を中止し移動可能であること</p> <p>○海中投入する資機材は、漁具と比較しても大きさと数量がはるかに小さく、ロープが他船に絡む等周囲に及ぼす危険性が低いこと</p> <p>○作業時間は、3分かつ長い場合でも30分程度と短時間であること</p> <p>○採水作業は、基本的に海面状況が安定した状態で、低気圧接近時や強風時等海面が荒れる場合は作業を中止等してあり、漂流等により船舶航行の安全に支障を及ぼす可能性が低いこと</p> <p>○作業実施者については、船舶交通に対する安全確保に細心の注意を払っており、規制対象外の漁具の設置を含む漁業やレジャー目的の遊漁船等の行為の態様と比較しても、現状の規制は必要以上に過度なものと考えられる。軽微な作業まで一律に同様の手続きを要求することは、作業実施者にとって大きな負担となっていると考える。</p> <p>○港則法及び海上交通安全法において手続きが必要な行為から除外いただくことを再度ご検討いただきたい。</p>	様々な採水手法が想定される水質調査を一律に規制対象外とすることは困難だと理解できるが、当県の水質調査の行為内容は、次のように船舶交通に支障をきたすとは考えられない。 ・船長等の船員は、調査員と同じく配置し、周囲の航行の状況を常に確認していること ・調査船は作業中、エンジンを起動したままアンカーを下ろさないため、緊急時には直ちに作業を中止し移動可能であること ・海中投入する資機材は、漁具と比較しても大きさと数量がはるかに小さく、ロープが他船に絡む等周囲に及ぼす危険性が低いこと ・作業時間は、3分かつ長い場合でも30分程度と短時間であること ・採水作業は、基本的に海面状況が安定した状態で、低気圧接近時や強風時等海面が荒れる場合は作業を中止等してあり、漂流等により船舶航行の安全に支障を及ぼす可能性が低いこと	
175	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	地域対応活用	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の公営住宅の目的外使用における国の承認手続の見直し	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の公営住宅の目的外使用に係る公営住宅の目的外使用における国の承認手続については、事後報告又は事前報告等をもって足りることとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うなど、幅広く手続の見直しを求める。	人口減少対策や定住促進を目的とした場合の公営住宅の目的外使用に係る承認手続の見直しを行うことで、迅速に人口減少対策や定住促進を推進することができ、ひいては地域の活性化を図るとともに、行政の効率化を図ることができる。	「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国土地域整備第117号国土交通省住宅局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	国土交通省	長崎市	さいたま市、松本市、京都府、兵庫県、熊本市、宮崎市	一	<p>地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の執行の適正化に関する法律第22条に基づく承認が必要となることであるが、同じ公営住宅の本来の人居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであるが、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく承認が必要となる。</p> <p>そのため、計画内容が、地域における居住の安定確保に資するものかどうか、公営住宅の本来の人居対象者の入居が阻害されないかどうかを確認した上で、承認を必要とする。このように、目的外使用であっても一般に適正と認められる目的の利用である場合は、事後報告により承認があったものとして認められ、他の目的外使用についても、その目的が一般に適正と認められるものであれば報告制とすることは可能と考える。</p> <p>提案の地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国土地域整備第117号国土交通省住宅局長通知)において、その使用目的の例示として「Uターン等により居住を希望する若年単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」と示されており、このような人口減少対策や定住促進については、地域対応活用の趣旨に沿った適正な目的であり、目的外使用承認の理由として一般に認容されていると思われる。そのため、人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用については、事後報告で足りる場合の要件を明確にすることで、報告制を可能とすることを検討いただきたい。なお、報告制とすることが困難な場合にも、承認手続の迅速化のために計画書の記載事項の簡素化(過去3年の応募状況などは直近の1年のみとする等)を検討していただきたい。</p>	1次回答において、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく承認が必要となることであるが、同じ公営住宅の本来の人居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであるが、「目的外使用」であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づく承認が必要となる。このように、目的外使用であっても一般に適正と認められる目的の利用である場合は、事後報告により承認があったものとして認められ、他の目的外使用についても、その目的が一般に適正と認められるものであれば報告制とすることは可能と考える。提案の地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、「公営住宅の地域対応活用について」(平成21年2月27日国土地域整備第117号国土交通省住宅局長通知)において、その使用目的の例示として「Uターン等により居住を希望する若年単身者向けの住宅が地域内に不足しているため」と示されており、このような人口減少対策や定住促進については、地域対応活用の趣旨に沿った適正な目的であり、目的外使用承認の理由として一般に認容されていると思われる。そのため、人口減少対策や定住促進を目的とした場合の地域対応活用に係る公営住宅の目的外使用については、事後報告で足りる場合の要件を明確にすることで、報告制を可能とすることを検討いただきたい。なお、報告制とすることが困難な場合にも、承認手続の迅速化のために計画書の記載事項の簡素化(過去3年の応募状況などは直近の1年のみとする等)を検討していただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 港湾計画の改訂においては、多大な人役や予算を要することから、一層の技術的支援を行うなど、さらなる支援の充実に努めること。		港湾計画の改訂においては、ご提案を踏まえ、必要となるデータの提供や貨物量推計に関する最新の知見等の提供を積極的に行うなど、港湾管理者と意見交換を行いながら、国として、港湾管理者の負担軽減となるよう技術的支援を進めて参りたい考えです。	5【国土交通省】 (10)港湾法(昭25法288) 港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	通知等	令和5年3月17日	港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について、地方整備局等に通知を发出した。 港湾計画策定業務に係る港湾管理者への技術的支援について(令和5年3月17日付け国土交通省港湾局計画課長通知)	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		一次回答のとおり、船舶交通の安全確保の観点から、採水作業を含む水質調査の実施に際して、所要の安全対策が講じられているか当庁としても確認する必要があるため、規制対象から除外することは困難である。 なお、港則法及び海上交通安全法ともに、船舶交通の安全に必要な海域についてのみ許可申請等を求めているところである。 そのうえで、書類の提出期限等の手続き上の負担について、一次回答のとおり、申請の内容を事前にご相談いただき、その内容を把握する点ができれば、申請書が1ヶ月前を過ぎて提出されることも含め現状でも既に合理的な対応を行っている。また、ご懸念のような、事故発生等により、緊急に調査を実施する必要がある場合においても、まずは電話等で必要事項をあらかじめご連絡いただければ、迅速に許可等を出すことは可能であるので、まずは最寄りの海上保安部署にご相談いただきたい。 一方、本提案を受けて、自治体の抱える支障事例を管下部署に共有し、手続き面における合理化を再度徹底するとともに、前述のような柔軟な対応について関係者に認知していただけるよう周知を行うこととしたい。	5【国土交通省】 (2)港則法(昭23法174)及び海上交通安全法(昭47法115) 港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等(港則法31条1項及び45条並びに海上交通安全法40条1項及び7項並びに41条1項及び4項)に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。	通知	令和5年2月22日	港則法及び海上交通安全法に基づく許可等申請手続について、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上でも可能であることを明確化するため、各都道府県主官部局長宛に通知を发出した。 港則法及び海上交通安全法に基づく許可等申請手続について(令和5年2月22日海上保安庁交通部航行安全課長通知)	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。		地域対応活用計画に基づく公営住宅の目的外使用については、地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することを目的として、公営住宅の本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で弾力的な活用を認めているものであり、活用目的の内容のみならず、計画内容が公営住宅の本来入居対象者の入居が阻害されないかどうか確認した上で承認を必要があることから、ご提案の事後報告制とすることは困難であるが、ご提案の趣旨を踏まえ、承認までの手続きを迅速化することを目的として、実際の承認事務を担当する地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖積総合事務局(以下「各地方整備局等」という)より、地域対応活用計画の承認を行っている事例を収集し、承認した計画の事例及び承認にあたっての考え方を各地方整備局等担当職員間で本年にも共有することとする。 さらに、公営住宅の事業主体の計画策定に資するよう、承認された計画の事例、策定の留意点については10月以降開催される公営住宅の担当者向けの研修会等で周知を行うこととする。 なお、ご見解の事例として挙げられている犯罪被害者等(災害被災者、DV被害者、シックハウス症候群患者、ウクライナ避難民等)については、「住宅困窮」の緊急性が特に高いこと等の観点から、事後報告のみで足りることとしている。	5【国土交通省】 (13)公営住宅法(昭26法193) 公営住宅の地域対応活用については、地域対応活用計画の承認手続の迅速化を図るため、地方整備局等から当該計画の承認事例を収集し、当該事例や、承認にあたっての留意事項を、会議等を通じて地方整備局等及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。	研修会等による周知	地方整備局向け打合せ:令和4年10月17日 公営住宅管理担当者研修会(地方公共団体向け):令和4年10月20日、令和4年10月27日、令和4年11月10日 公営住宅整備事業等担当者会議(地方整備局・地方公共団体向け):令和5年1月19日	地方公共団体及び地方整備局等の公営住宅担当者向けの研修会等において、地域対応活用計画の承認事例や承認にあたっての留意事項等を周知した。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
179	B	地方に対する規制緩和	01	土地利用(農地除く)	国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する土地利用基本計画の案を申請する土地利用基本計画の案を申請する土地利用基本計画の案を申請する土地利用基本計画の案を申請する	国土利用基本計画は、土地利用の調整等に関する事項を文章表示したものであり、(以下「計画書」という。)と5つの地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)を5万分の1の地形図により定められたもの(以下「計画図」という。)で構成されている。国土利用計画法第9条第10項の規定により、土地利用基本計画を定める場合には、「あらかじめ、第38条第1項の審議会の意見を聴かなければならない」とされており、第9条第14項では土地利用基本計画の変更(改訂で定めること)とされており、より効果的な土地政策の実現を図るとする国土利用計画法の趣旨は担保されている。他方で、「計画図」については、「計画書」に付随して作成される性質のものであり、「計画図」における5つの地域区分は個別規制法の定める区域と密接に関係するものであるため、個別規制法に基づく変更と一体的に変更を行うことが望ましいとされている。(国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針第2章Ⅳ(2))個別規制法における土地利用規制の変更については、計画書策定時に第38条審議会から答申を受け策定した「計画書」に即して行われていることに加え、個別規制法に基づいて設置されている審議会等において十分に議論が行われていることから、「計画図」の変更のみによる場合は、土地政策全体の調整の必要性が乏しく、その都度第38条審議会へ諮問することは、形式的な事務となっている。とりわけ、森林地域の変更(林地開発許可に伴う森林地域の縮小)に関しては、林地開発完了後、事後的に第38条審議会へ諮問する制度設計となっており、審議会に諮問する実益が失われている。										「計画図」の変更に関しては、審議会において、都道府県土の事情に詳しい有識者から、大所高所の観点から都道府県土の利用につき意見を聴取し、可能な限り土地政策に反映させたり、民意の反映に努める必要がある。とこのことであるが、土地利用規制の変更は、土地利用基本計画に即して行われるものであることに加え、個別規制法の枠組みの中で各審議会等において議論されることから、第38条審議会での議論の内容が踏襲することとなり、また事実上、違位となっている。特に、林地開発許可との関係については、国土交通省事務連絡等において、開発行為の完了後に林地森林計画の対象森林の除外と「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後述の「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。また、「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後述の「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。また、「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後述の「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。また、「計画図」の変更を行うこととされているところ、開発行為完了後に第38条審議会において後述の「計画図」の変更を議論することは意見の反映の余地がなく、全く意味がないものであると考える。
194	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	登録基準の強化・緩和にかかわる市町村実質住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、住宅確保要配慮者に対する実質住宅の供給の促進に関する法律施行規則において、市町村実質住宅供給促進計画でセーフティネット住宅の登録基準(面積基準、備え設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市では、セーフティネット住宅の登録基準要件と面積要件のミスマッチを防ぐとともに、住宅確保要配慮者のニーズに合った低廉な家賃の登録住宅を増やすことを目的に、登録基準(面積基準)の緩和を行うために神戸市住宅確保要配慮者向け実質住宅供給促進計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる		国土交通省	指定都市市長会						住宅確保要配慮者に対する実質住宅の供給の促進に関する法律(以下「セーフティネット法」という。)では、地域の事情に応じて、住宅確保要配慮者に対する実質住宅(セーフティネット住宅)の供給の促進に関する施策を総合かつ効果的に推進するために、住民に身近な市町村において、市町村実質住宅供給促進計画を策定できることとされており、当該計画に区域内外における供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。地域の事情に応じたセーフティネット住宅の供給促進を図るため、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、実質住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に即した柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、実質住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、実質住宅供給促進計画に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、実質住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、実質住宅供給促進計画に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、実質住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、実質住宅供給促進計画に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。また、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、地方公共団体のみで意思決定を行うのではなく、実質住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえた上で進めるべきであり、実質住宅供給促進計画に規定し、セーフティネット法に基づいて協議会への意見聴取といった手続きを踏む必要がある。	
195	B	地方に対する規制緩和	03	医療・福祉	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和にかかわる市町村実質住宅供給促進計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令第2号)第15条の2第1項		厚生労働省 国土交通省	指定都市市長会						高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)では、地域の事情に応じて、高齢者の居住の安定確保に係る施策を総合かつ効果的に推進するために、住民に最も身近な市町村において、市町村高齢者居住安定確保計画を策定できることと、当該計画に、区域内外における高齢者に対する実質住宅及び老人ホームの供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。高齢者住まい法第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の登録の基準の一つとして、同法第7条第1項第9号は、「市町村高齢者居住安定確保計画が作成されている市町村においては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであることと規定しており、同号に基づき国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条の2に基づき行われる規模及び設備等の基準の強化又は緩和は、サ高住の登録申請者が当該市町村における登録基準及び登録基準の強化又は緩和の背景を容易に把握できる観点からも、法令等に基づき高齢者居住安定確保計画において行われる必要がある。また、地域の事情に応じたサ高住の供給促進を図るため、高齢者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、高齢者居住安定確保計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に即した柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。なお、「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国土第38号)に記載のとおり、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続きを踏めば、一の計画として策定して差し支えなく、これにより、策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものとする。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動向等に基づき、必要最小限のものとともに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>第1次ヒアリングにおいては、土地利用基本計画の策定は必須であり、土地利用の調整は個別規制法上の手続だけでなく、関係行政機関からの意見聴取により図られているとのことであったが、関係行政機関からの意見聴取の実態について事例を示すなど、土地利用基本計画の総合調整機能について具体的に示された。</p> <p>第1次ヒアリングにおいては、第38条審議会運営における都道府県事務の簡素化・効率化等について実情を調査した上で、具体的な対応策について検討したいとのことであったが、第2次ヒアリング時に当該調査結果に基づく第38条審議会運営の効率化対応策について具体的に示されたい。また、土地利用基本計画の策定に当たり、「国土利用計画(都道府県計画)等の地計画との一体的な策定を可能とするなど、計画の内容や手続の見直しを進めるべきではないか。</p>	<p>規程の運用指針において、土地利用基本計画と国土利用計画(都道府県計画)の一体的な策定を可能とする</p> <p>38条審議会と他の審議会との統合を可能とする</p> <p>38条審議会の書面による開催及び議決や会長による専決とすることも可能とする</p> <p>都道府県の事務負担軽減に努めてきたところである。38条審議会運営の更なる簡素化・効率化の検討について、現在行っている都道府県に対してのアンケート調査において、上記のような簡素化・効率化についての認知度や上記以外の事例を調査しているところであり、結果を踏まえ、更なる周知の徹底や得られた情報を運用指針で紹介するなど努めて参りたい。いずれにしても、当該アンケート結果を踏まえた具体的な方向性については2次にアリングの場でお示ししたい。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(23)国土利用計画法(昭49法92)</p> <p>(1)土地利用計画法(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <p>・土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を発揮した事例と併せて周知する。</p> <p>・土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。</p>	運用指針の改正	令和5年3月15日	土地利用基本計画制度の運用に際して、各都道府県がより効率的に当該制度を運用できるよう、「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」(平29国土交通省国土政策局)を改正し、その旨を都道府県に通知した。 <p>「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」の改正について(令和5年3月15日付け 国国土計管第105号 国土交通省国土政策局長通知)</p>	
	<p>【全国知事会】</p> <p>国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動向等に基づき、必要最小限のものとともに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、賃貸住宅供給促進計画の策定を必須のものとするとのことであったが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないか。</p> <p>都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、市町村賃貸住宅供給促進計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないか。</p>	<p>1次回答のとおり、セーフティネット住宅を地域に適切に供給するという観点から、市町村賃貸住宅供給促進計画においては、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえ、賃貸住宅供給促進計画に供給目標等を定めることとしている。ご提案の基礎の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために図られていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。また、その登録基準の強化又は緩和の検討にあたっては、計画策定主体となる市町村のみで意思決定を行うのではなく、賃貸住宅の提供者、居住支援を行っている者等の意向も十分に踏まえ、上でも進めるべきであり、協議会への意見聴取といった手続を踏む必要があることである。引き続き市町村賃貸住宅供給促進計画において、登録基準の強化・緩和を行うこととする。</p> <p>他方、計画作成事務の合理化を図る観点から、市町村が法令等に基づき作成する住宅関係の計画に關し、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として作成し差し支えないと示しており、賃貸住宅供給促進計画の作成手続に關しては、事務負担軽減に資するような方策について、令和4年度中に通知することとしている。引き続き地方公共団体の事務の合理化に努めて参りたい。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(30)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112)</p> <p>市町村賃貸住宅供給促進計画(6条1項)については、政策的に関連の深い地計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。</p>	事務連絡	令和5年3月20日	市町村に対し、市町村賃貸住宅供給促進計画と他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策を通知した。(市町村賃貸住宅供給促進計画と住生活基本計画の一体的な作成について(周知)令和5年3月20日付け 国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)	
	<p>【全国知事会】</p> <p>国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動向等に基づき、必要最小限のものとともに追加、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、高齢者居住安定確保計画の策定を必須のものとするとのことであったが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないか。</p> <p>都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないか。</p>	<p>1次回答のとおり、高齢者の住まいに係る施策を総合的かつ計画的に展開する観点から、高齢者居住安定確保計画は、地域における高齢者の住まいの供給に係る状況や外部連携体制等にある高齢者の住まいの実態を把握し、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、その供給の促進に関する事項等を定めることとしている。</p> <p>ご提案のサービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和については、地域における高齢者に対する賃貸住宅等の供給の目標および実態に基づいて目標達成の手段の一つとして行われるものであることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。このため、引き続き、高齢者居住安定確保計画において、登録基準の強化・緩和を行うこととする。</p> <p>また、前述のとおり、高齢者居住安定確保計画の実施に当たっては、地方公共団体のみならず、関係事業者、居住者等各主体の理解と協力を得て、共助や自助の取り組みを促していくことが重要であることから、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとしている。</p> <p>なお、高齢者居住安定確保計画は住生活基本計画だけでなく、各法令等に定める所定の手続を踏めば、他の計画と一体的に策定する工夫も考えられることから、これによっても策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものと考えられ、引き続き、地方公共団体の事務の合理化に努めてまいりたい。</p>	<p>5【厚生労働省(41)】【国土交通省(27)】</p> <p>(13)高齢者居住安定確保法(平13法26)</p> <p>高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に通知する。</p>	地方公共団体に向けた全国会議(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議・令和5年3月8日 公営住宅整備事業等担当者会議・令和5年6月22日)	<p>・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議・令和5年3月8日</p> <p>・公営住宅整備事業等担当者会議・令和5年6月22日</p>	高齢者居住安定確保計画については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である旨、厚生労働省が主催する全国会議(全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議)及び国土交通省が主催する全国会議(公営住宅整備事業等担当者会議)で周知した。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な障壁事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
198	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定の空きを空家対策総合支援事業の申請要件とする	補助金(空家対策総合支援事業)申請要件となっている空家等対策計画及び事業実施計画の策定と併せて、「基本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	国の補助金(空家対策総合支援事業)の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画」の策定が要件とされているが、両者は「計画の実施区域」についてや、「本方針・目標」等重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項、住宅市街地総合整備事業制度要綱(令和3年3月31日国土市第160号)、空家対策総合支援事業事務処理要領	国土交通省	指定都市市長会				千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、蒲原市、大分県	○空家対策総合支援事業の活用にあたっては、「空家等対策計画」の策定および「空家等対策総合支援事業」の策定が要件とされているが、重複する内容が多く、多大な事務負担が生じている。 ○空家等実態調査を実施するにあたり、補助金(空家対策総合支援事業)の活用を検討したが、「民間事業者等と連携する評議会と策定した事業実施計画の策定」という要件のハードルが高かったため、やむを得ず、要件のハードルを低く交付金を活用することとなった。また、空家対策総合支援事業により市町村等に対して効果的な支援を行うためには、事業の実施区域や、旅行者、対象、事業規模、実施予定時期を適切に把握する必要があることから、具体的な対策の実施に関する計画(以下「空家対策総合実施計画」という。)の策定を要件としている。空家等対策計画は市町村の空家等に関する総合的な計画を定めるものであるのに対して、空家対策総合実施計画は具体的な事業の計画を定めるものである。空家対策総合支援事業による支援を受ける際には、原則両方の計画を策定する必要がある。ただし、空家等対策計画の対象とする地区と空家対策総合実施計画の実施地区が完全に一致する場合は、実施地区の概要や課題等の項目によっては両計画で同様の内容が記載されることが考えられる。このような場合には、空家等対策計画の提出をもって、空家対策総合実施計画における両方の計画の記載を不要とする等が考えられることから、空家対策総合実施計画における記載事項の簡素化等について検討を行うこととする。 ※空家等対策計画 空家法第6条において、市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、同法第5条に基づき「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針」(平成27年2月26日総務省・国土交通省告示第1号)に即して定めることができるもの。 同計画においては、空家法第6条において①空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針、②計画期間、③空家等の調査に関する事項、④所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項、⑤空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項、⑥特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項、の7つの時期は明確にされている。 また、同法第2項第2号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産施設が十分に整備されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定められていることとしている。 「公共施設の配置及び規模」については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていることと知り、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。 また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていることと知り、「公共施設の配置及び規模」と同様、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。 よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第2項第2号の規定に従っていること前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。 提案者は土地整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、旅行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きな性格が異なる。そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。
205	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	土地地区面整理事業における区域内の建築行為等の許可に必要な旅行者への意見照会に係る取扱いの整理	土地地区面整理法(昭和29年法律第119号)第76条第2項の規定について、現状(市町村規程)と整合が取れていないため、意見照会を行う者や意見照会を行う時期について整理していただき、申請者の負担軽減につながるよう見直しを行って欲しい。	土地地区面整理事業では、行政の認可・告示を受け、宅地造成等が行われる。そのため、その計画に支障をきたすことを防ぐために、事業中の区域内での建築行為等について、土地地区面整理法第76条の規定により、都道府県知事等から許可を受けなければならないとされている。当該では、土地地区面整理法第76条に規定する許可等について県から権限移譲を受け、業務を行っており、許可の申請があった場合には、同条第2項の規定により、旅行者(土地地区面整理組合等)に意見照会を行い、その結果を受け許可・不許可の通知を行っている。これに対し、他市町村の取扱いを確認したところ、旅行者の意見を確認することを申請段階で申請者に求めているものや旅行者を經由して申請を行うよう求めているもの等市町村によって、取扱いが異なっていた。 法律では、「許可の申請があった場合において、その許可をしようとするときは、旅行者の意見を聴かなければならない。」としているため、申請書の受理後に、原則として、都市計画を決定する際と同様、その後の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続きの負担軽減(市町村による取扱いの違いによるもの)を目的に取扱規程等の作成に取り組んでいたが、上記の内容により法定手続きの解釈に苦慮している。	市町村により軽微な違いはあれ、意見照会を行う者が明確化されれば、申請者の確認作業等の負担軽減につながる。実務と整合が取れない制度について、見直しを行うことで適法性が担保される。	土地地区面整理法第76条第2項	国土交通省	利府町					土地地区面整理法第76条第1項に規定する許可の申請があった場合、同条第2項の規定により許可権者である都道府県知事等(地方自治法第252条の17の2)に基づき「事務処理特例の条例」により町村に権限移譲された場合においては当該町長)は、旅行者の時期は明確にされている。 また、同条第2項第2号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産施設が十分に整備されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定められていることとしている。 「公共施設の配置及び規模」については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていることと知り、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。 また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていることと知り、「公共施設の配置及び規模」と同様、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。 よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第2項第2号の規定に従っていること前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。 提案者は土地整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、旅行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きな性格が異なる。そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。
220	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画については、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。	【現行制度について】 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法に定める事項のほか、「宅地の利用計画」などを定めることとされている。都市計画の内容を変更する必要があるときは、経済なく当該都市計画を変更しなければならず、原則として、都市計画を決定する際と同様、その後の公告・縦覧、関係市町村の意見聴取や都市計画審議会の審議、変更後の都市計画の告示・縦覧等の手続きが必要となる。 また、都市計画事業の施行の認可申請書に記載する事業計画には、「設計の概要」を定めることとされている。都道府県が施行する都市計画事業の事業計画の内容を変更しようとする場合、告示で定める「軽易な変更」に該当しない限り、事業計画の変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。 【生じている支障】 上記のため、工業団地造成事業において、事業目的や施行地区に変更がある場合には、事業計画の変更が必要とされている。また、同条第2項第2号の規定に従っていること前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。 提案者は土地整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、旅行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きな性格が異なる。そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。	事業の内容の僅かな変更であれば、都市計画の変更及び事業計画の変更認可申請に係る手続きの省略が可能となり、事業の迅速な施行が可能となる。また、それらの手続きに係る地方公共団体職員の事務手続の負担が軽減される。	都市計画法第21条及び第63条第1項、都市計画法施行規則第50条、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第5条第1項	国土交通省	群馬県	ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市				○現状、本市としては空き工業用地が不足している状況にあり、今後の市の発展と産業の活性化を図る上で、喫緊の課題となっている。その解決策である新規工業団地の造成については、工業団地造成事業による手法も、その手段の一つとして今後検討が必要が出てくる。企業誘致においては、事業者のニーズに沿ったスピード感も必要であり、今後本市でも工業団地を造成しようとする際に、同様に事業用地の分譲開始の遅延や引き合いのある企業の立地機会を逃す等の支障を妨ぐ必要があることから、当該規制緩和は有用であると考える。	1. 都市計画について 「公共施設の配置及び規模」について、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載するものではなく、都市計画決定権者において柔軟な運用を行っていることは承知している。 また、同条第2項第2号の規定に基づき、同事業を施行する区域が製造工場等の生産施設が十分に整備されるよう適切な配置及び規模の道路、排水施設、公園又は緑地その他の施設を備えた工業団地となるように定められていることとしている。 「公共施設の配置及び規模」については、都市計画として定められているもの及び本事業の都市計画と同時に定める予定のもの以外の道路に関しては、標準幅員及び配置の方針を記載することとして、都市計画決定権者において一般的に運用されていることと知り、必ずしも個別路線毎に幅員や位置について詳細に記載する必要があるものではないと考えられる。 また、「宅地の利用計画」については、面積や比率等を記載することとして一般的に運用されていることと知り、「公共施設の配置及び規模」と同様、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。 よって、都市計画決定時の公共施設の配置及び規模として定めた内容の範囲内における、区域内の道路の位置等の変更であれば、同条第2項第2号の規定に従っていること前提に、都市計画の変更にあたり柔軟な対応をすることが可能と考えられる。 提案者は土地整理事業の事業計画において認可を要さない軽易な変更が工業団地造成事業より広範に定められている旨を述べているが、土地整理事業は換地方式で公共施設を整備し、宅地の区画形状を整える事業であり、事業計画が認可され都市計画事業として実施する際も地区内の権利者は引き続き同じ地区内に権利を有し、旅行者に収用権は付与されない。一方で、工業団地造成事業は、都市計画事業として事業を行うことで収用権が付与されるものであり、同じ市街地開発事業であるものの、認可後の地権者の財産権に与える影響が異なるなど、両事業は大きな性格が異なる。そのため、収用権が付与される工業団地造成事業においては、事業計画の僅かな変更であっても、改めて都市計画事業の変更に係る認可を要するものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の進捗(検討)状況			
					推進方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 空き家対策総合支援事業の補助金申請にあたって策定が求められている空き家対策計画及び事業実施計画について、必要最小限の内容とすること。 【全国市長会】 積極的な提案の実現を強く求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」に加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していただきたい。</p> <p>第1次ヒアリングを踏まえ、空き家対策総合実施計画に空き家対策計画に相当する内容を盛り込めば、空き家対策計画を策定したものとみなし、補助要件を満たす方向で早急に検討していただきたい。 また、事業計画の変更について、目的や施行地区に変更がなく、地権者の財産権に及ぼす影響が少ない場合は、国土交通大臣の認可を不要とするなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>	<p>空き家対策総合支援事業について、現行制度においては、空き家対策計画及び空き家対策総合実施計画の両計画を策定することが補助の要件となっている。 一次回答において回答しているとおり、両計画において重複する内容が記載される場合があるため、その場合については重複部分について記載を不要化することを検討する。 また、一次回答に対する提案団体の見解及び提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点を踏まえて、空き家対策総合実施計画に記載すべき事項を記載した空き家対策計画又は空き家対策計画に記載すべき事項を記載した空き家対策総合実施計画を作成した場合については、空き家対策総合支援事業の補助対象と扱うよう検討する。 空き家対策総合実施計画の策定手続については、空き家対策には不動産や建築の実務者の知見が重要であることから、委託区域内において空き家対策に取り組む民間事業者等を構成員とする協議会等と連携して作成することを求めているが、当該協議会等は必ずしも町村長や市町村の議会の議員、学識経験者等を構成員とした空き家対策協議会等との連携を求めている空き家対策総合実施計画の策定手続について、簡素化を図るべきではないか。</p>	<p>5【国土交通省】 (3) 空き家対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱(平16国土交通事務次官)」を改正し、空き家対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空き家対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。</p>	<p>「住宅市街地総合整備事業制度要綱(平16国土交通事務次官)」の改正事務連絡 令和5年3月31日</p>	<p>「住宅市街地総合整備事業制度要綱(平16国土交通事務次官)」を改正し(令和5年3月31日最終改正)、空き家対策計画に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空き家対策協議会の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化について、地方公共団体に対して通知した。 加えて、空き家対策総合実施計画を策定する際の民間事業者等を構成員とする協議会等との連携方法について、空き家対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会である必要はなく、市区町村の判断で柔軟に対応するよう地方公共団体に対して通知した。(令和5年3月31日付国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室事務連絡)</p>		
			<p>現行規定上意見聴取を行う主体及びその時期は明確にされていないとあるが、土地地区画整理法第76条第1項に規定する許可に係る審査事務を円滑に進めることにより、許可申請者の負担軽減につながるよう、当該許可に係る審査事務の運用(許可権者が申請しようとする者に対し施行者と事前協議等することを求めること等)については地域の実情に応じて各許可権者において判断することが可能である旨を、会議等を通じ、全国の地方公共団体に対し周知していい。</p>	<p>5【国土交通省】 (15) 土地地区画整理法(昭29法119) 土地地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取(76条2項)については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、会議等を通じて地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>	<p>地方公共団体の担当課長が集まる会議での周知 令和5年4月19日実施</p>	<p>土地地区画整理事業の区域内における建築行為等の許可申請に係る施行者への意見聴取については、都道府県知事等が申請をする者に対し施行者と事前に協議することを求めるなど、地域の実情を踏まえた運用が可能であることを、令和5年4月19日開催の令和5年度全国市街地整備主管課長会議において周知した。</p>		
	<p>【全国知事会】 宅地の利用計画については、一定の幅をもって記載することによる柔軟な対応が可能なことについては理解したが、「一定の幅」としての許容範囲を明示すること。 また、事業計画の変更について、目的や施行地区に変更がなく、地権者の財産権に及ぼす影響が少ない場合は、国土交通大臣の認可を不要とするなど、提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」に加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応していただきたい。</p> <p>「宅地の利用計画」について、一定の幅をもって記載することが可能とすることが、具体的にどのような記載が可能なのか。提案団体の支障を解決できるような可能な限り広範囲に認めていただきたい。また、地方が判断に迷うことのないよう認められる範囲や具体的な記載方法を明確に示していただきたい。 工業団地造成事業は事業者が取得するものであって土地地区画整理事業とは性格が異なることだが、提案は「事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合」に限って大臣認可を不要とすることを求めるものであり、取用適格事業の正当性や住民の信頼に影響のない範囲の変更といえ、国土交通大臣認可の手続は不要ではないか。提案団体の支障に寄り添った手続の簡素化を図っていただきたい。</p>	<p>1. 都市計画について 今般の工業団地造成事業に関する都市計画において定めることとして「宅地の利用計画」について、面積を小数点以下第1位までの記載として一般的に運用されていることは承知しているが、第1次回答のとおり、「公共施設の配置及び規模」と同時に、一定の幅をもって記載することを可能としているものと考えられる。このため、都市計画決定の内容の範囲内において柔軟な対応をすることが可能と考えられる。「宅地の利用計画」の面積の一定の幅をもって記載については国として考え方を整理し、「宅地の利用計画」の面積について必要に応じて一定の幅を付した記載が可能である旨と併せて、都市計画決定権者が集まる機会での周知等によって対応してまいりたい。</p> <p>2. 事業計画の変更について 都市計画事業においては、その認可基準の一つとして、都市計画法第61条第1項第1号において「事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であることを定めており、事業の施行に際して、都市計画と適合しているかを確認することを求めている。また、都市計画事業の事業計画を変更する場合は、施行地区の変更を伴わない場合であっても、都市計画事業が施行者に取用権を付与する性質を有することに鑑みて、定められた都市計画との適合を改めて確認する必要がある。 このため、案地の手法を用いて事業地内に関係者の権利が原則残ったまま事業が行われる土地地区画整理事業を除き、一般的な都市計画事業については、軽易な変更の対象を「都市計画施設の整備に関する事業の設計の概要の変更」、他の都市計画施設の整備に関する事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの」に限定し、それ以外の変更については、認可にかかわらず認められていることである。提案者は具体的な支障事例として、これらと手続に時間差を生ずる等の支障が生じる旨を述べている。これらの支障に対しては、事業の実地と並行して手続を実施できるケースがあることや、早期に国に相談いただくことで、事業スケジュールに支障が出ないような形で対応できるケースがあることについて、事業者となる地方公共団体が集まる機会での周知等によって対応してまいりたい。</p>	<p>5【国土交通省】 (18) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (イ) 工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(以下「首都圏近郊整備法」といふ。))5第1項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「近畿圏近郊整備法」といふ。))7条1項については、一定の幅をもって記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。 (ロ) 工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年中に周知する。</p>	<p>(イ) 地方公共団体の担当課長が集まる会議での周知 令和5年4月17日</p>	<p>工業団地造成事業に関する都市計画において定めることとしている「宅地の利用計画」については、「公共施設の配置及び規模」において定める内容と対応するよう定めるなど、一定の幅をもって記載することが可能であることについて、令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。</p>		
				<p>(ロ) 地方公共団体の担当課長が集まる会議での周知 令和5年4月17日</p>	<p>工業団地造成事業に関する都市計画事業の変更する場合に、当該事業の事業スケジュールに支障を来さないために考えられる対応について、令和5年度全国都市計画主管課長会議において周知した。</p>			

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
222	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	国土利用計画に定める土地利用審査につき、常設の土地利用審査会の設置の見直し	国土利用計画法に定める土地利用審査会につき、常設の土地利用審査会の設置の見直し	〔現行制度について〕国土利用計画法第39条により、都道府県は、土地利用審査会を置き、その委員は都道府県議会の同意を得て任命することになっている。土地利用審査会は、土地利用目的に対する勧告、規制区域指定の事後確認、監視区域・注視区域の指定、解除への意見陳述等を業務としている。〔支障事例〕現状において地価が急激に上昇する恐れがないため、当県においては、平成6年以来、規制区域や注視区域、監視区域の指定がない状況である。また、平成10年に土地取引について契約の締結後に届出を行う事後届出制となつて以来、土地利用基本計画に適合せず周辺地域の合理的な土地利用を図るために着しい支障がある時に行う勧告案件も生じていない。さらに、現状の土地利用審査会の開催頻度は、3年に1回、土地利用審査会委員の任期が満了した際の委員選任に合わせ開催しているのみであり、土地利用審査会の活動実態が全くない状況である。そのような状況下で、土地利用審査会の設置が法律上で義務付けられており、制度が形骸化しているといえる。現在の日本経済の状況を考えて、土地利用審査会の審議が必要となる「地価が急激に上昇する局面」はほとんど発生する余地はないと考えられる。仮に地価が急激に上昇する傾向が予想される場合が生じたとしても、このような事態は突発的に発生するのではなく、予測が可能と考えられることから、地価が急激に上昇する傾向が予測された段階で土地利用審査会を設置すれば対応が可能である。以上より、土地利用審査会は、常設の設置ではなく、地価の急激な上昇時に各都道府県がその地価の状況や土地利用の実状に鑑みて法に基づき審査会の事務が発生すると見込まれる際に設置すれば足りることとするなど、各都道府県の任意設置に改めるべきである。	地価が急激に上昇すると予想される際に土地利用審査会を設置するなど、地方の状況に応じ土地利用審査会を設置することを都道府県が判断できるようにすれば、設置の必要がないときには委員の任命や審査会の運営に係る事務手続が不要となり、行政の効率化が図られる。	国土利用計画法第39条第1項	国土交通省	群馬県				川崎市、京都市、兵庫県、岡山県、宮崎県	○本案件については、委員選任の事務コストが支障として挙げられる。地価の急激な上昇において、取引後の土地の利用目的に対する都道府県知事の勧告に対して意見を述べることや、地価の急激な高騰を防ぐための土地取引規制制度において、対象となる区域の設定が相当であることを確認すること等の役割を担う機関である。これらの制度は、総合かつ計画的な国土の利用を図るために必要なものである一方、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制するという点で国民の財産権を制約するものであるため、これらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ第三者機関の関与が必要不可欠である。特に、土地取引事後届出制度については、不適切な土地利用がなされようとしている場合にはできるだけ速やかに利用目的の変更を勧告することが必要であり、また、行政側の判断が早期に示されることは土地利用しようとする届出者の立場からも必要であるため、届出から発表までも期間以内に關つて勧告が可能とされており、第三者機関は常設されていることが必要である。また、土地利用審査会は、必要であることが求められると考えている。また、地方公共団体の業務の効率化の観点からは、土地利用審査会の委員の任期を、「審査事務等の継続性の確保等を考慮し、適切な任期とするべき」旨を周知しており、都道府県の判断により長期間の任期とすることが可能である。	土地利用審査会は、国土利用計画法の規定により、都道府県に設置されている附属機関であり、全国に一般的に適用される土地取引の規制の一つである事後届出制における届出に対して、土地利用の目的が土地利用基本計画に適合しないことを知事が勧告する場合には、知事に対して意見を述べることや、地価の急激な上昇時に設定される規制区域等の区域の指定を知事が行う際に、指定のあり方について意見を述べると、広範な権限が認められている。しかし、現状において、地価が急激に上昇するような局面が生じる可能性が低いことから、当県においては、平成6年以来、土地取引規制を行う監視区域等の設定がなされたことはなく、審査会が意見を述べる機会がない。土地取引に係る事後届出制に移行して以来、当県では、土地利用基本計画に適合しないような不適切な取引に対する勧告事例も発生していない。近年、全国的にも不適合事例は発生しておらず、審査会の機能が十分に発揮されているとはいえない。そもそも、勧告に至る前に、農業振興地域の整備に関する法律(農振除外)など各個別基本法において、諸計画に照らして適正な対応が取られていることから、国土利用計画法サイトから不適切な利用目的に対して勧告にまで至るという事案はない。以上のことから、審査会は、常設の設置機関ではなく、地価上昇の局面や土地利用の実状に応じて、都道府県が総合的に設置の可否を判断する「任意設置」とすべきである。ただし、委員の任命にあたっては、国民の財産権の制約に大きな制約を伴える審査会であることを踏まえ、議会同意が必要とする制度は尊重したい。
236	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	社会資本整備総合交付金システムに於ける申請手続及び交付申請手続の更なる改善	社会資本整備総合交付金システムについては、昨年度の地方分権推進法により、一歩進んだ申請手続が実現されたところであるが、未だ各申請手続に当たっては支障が多く、マニュアルも不十分であるため、早急に地方公共団体の意見を反映した手続の改善を図るとともに、システムの間合せへの即応対応を可能とする電話等での受付体制を構築すること。	支障事例は数多くあり、全ての事項についての記載は困難であるが、次のような支障事例が存在する。 1. 予算要望手続において、前年度及び前々年度の予算配分額等を入力するが、前年度等の交付申請や完了実績、昨年度の向手続が承認済みであるため、これらの数値等を入力したシステム内で重複されているにもかかわらず、自動反映されないため、再度入力が必要となっており、誤りを誘発する仕様となっている。このような支障事例は、いずれの申請手続においても同様であり、特に早急な改善が必要と考える。 2. 都道府県は市町村からの申請及び間合せに返信しなければならないが、事務量が過大となっている。「よくある質問」は、各団体からの問い合わせ及び回答をエクセルファイルで掲載しているのみで、解決に繋がらないケースが多い。また、電話等即時に対応可能な面への問合せ手段がないため、国からの回答があるまでの数日間は事務が停滞する。 3. 作業する入力画面が水平方向に長(右)にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。 4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。特に実施計画と交付申請手続の調査額欄においては、調査額欄の箇所全てが同じ数値となるにもかかわらず、各欄へ入力を求められる。 5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしない、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。各団体において申請額等を当然把握しており、当該団体別内訳表作成手続の俟止が望ましい。 6. システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。 7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、別の要素事業の欄へのコピーアンドペーストが出来ないため、操作性が非常に悪い。	社会資本整備総合交付金システムを実際利用している地方公共団体の意見を反映したシステムの改善を行い、間合せへの即応対応が可能となることで、事務の効率化・円滑化が図られるとともに、誤り等が生じにくくなる。また、これにより、地方公共団体だけでなく、申請書等を受理し、内容を確認する各地方整備局の作業負担軽減も図ることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱、システム名称「社会資本整備総合交付金システム(S-CMS)」	国土交通省	秋田県、岩手県、横手市、大館市、男湯市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、湯上市、大仙市、仙北市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、美郷町、大村市、羽後町、東成瀬村、川越市、八王子市、新潟県、高知県	帯広市、いわき市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川越市、小田原市、山梨県、松本市、岐阜市、豊橋市、京都府、京都市、徳島市、広島市、青森市、大村市、羽後市、熊本市、八代市、大分県、延岡市	○1. 予算要望手続において、昨年度の向手続が承認済みであるため、これらの数値等データはシステム内で蓄積されているにもかかわらず、自動反映されない。2. システム上の入力制限が都道府県と市町村で異なるようであり、誤りに対し確認や説明を要し業務が進まない。3. 作業する入力画面が、入力画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。4. 各申請において同一の数値を入力する事項につき、各欄に複数回の入力が必要であり、誤りが生じやすい点がある。5. 実施計画及び交付申請に先立ち、団体別内訳表についての手続を実施しなければならないが、とりまとめる団体である都道府県が手続をしない、同整備計画内の市町村は、実施計画等手続を開始することが出来ず、早期の申請手続に支障を来している。6. システムの、入力必須欄や任意入力欄等の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪い。7. 完了予定年月日欄がカレンダーからの選択入力方式となっており、操作性が非常に悪い。○システム入力をするにあたり、システム上にあるマニュアルを参照して作業を進めている。マニュアルには解釈・手順が不明(省略されている等)な箇所があるため、マニュアルの手順を理解する時間と入力作業に係る時間とで大幅な時間を割く必要がある。担当者が変わった場合等、システムでの入力作業に不慣れな職員でも手順が理解しやすい、見やすいマニュアルへの改正を求める。○システムにおいて、以前入力したデータが反映されず、何度も同じ内容を入力する必要があり、効率が悪い。また、操作性が悪いと思う部分がある。完了実績報告手続において、過年度提出済みのデータが自動反映されないため、提出年度に改めて報告済みの内容も手入力しなければならない。具体的な、事業箇所別の入力画面において、前年度までに提出している終了実績報告の執行済額・繰越額のデータを再度入力しなければならない。また、「交付対象事業費」欄において、システム内で提出済みの整備計画のデータが反映されず、手入力している。「執行事業費」欄においても、過年度提出済みの完了実績報告等の金額を引用し反映させることができない。○作業する入力画面が水平方向に長(右)にスクロールし入力するが、左端に表示される要素事業名が固定されていないため、入力画面から表示されなくなり、都度スクロールし戻り確認しながらの入力を余儀なくされている。各申請において同一の数値を入力する事項につき、一度入力した数値が引き継がれず、各欄に複数回の入力が必要であり、入力誤りが生じやすい。システムで表示されている入力欄等の項目は非常に多いが、入力必須欄や任意入力欄の違いが明確ではなく、マニュアルなどを逐一確認しながらの作業となっているため、作業効率が悪く、誤りを誘発する仕様となっている。○登録後に修正が発生した場合、調査を再度入力する必要があるため、修正時の作業軽減を検討してほしい。○実装上不具合が生じた場合はマニュアルをまずは確認しますが、難解かつ不十分であり、対応に大変苦慮している。○具体的な支障事例の2について、当県でも早差分申請時にエクセルにて間合せを行い、回答までに数日を要した。その結果本来予定していたスケジュールから大幅に遅れ、事業課及び市町村の負担をかける結果となった。システムについての研修や説明会がなく、マニュアルも不十分である。	ご指摘の支障事例について、引き続き、作業の負担軽減につながるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、システムの改善等に努めて参ります。	提案では支障事例を可能な限り詳細にお示ししたところであるが、第1次回答では各支障事例に対し、具体的な改善策や期限が示されていないため、提案している支障事例等が速やかに解消されるよう、各支障事例別にいつまでにとどのように改善するのか、具体的なかつ計画的な回答をいただきたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 地方の実情を踏まえ、各都道府県の任意設置とすべく検討を求める。		第1次回答のとおり、国土利用計画法の土地取引規制制度は、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制するという点で国民の財産権を制約するものであるため、これらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関の関与が必要不可欠である。 特に、土地取引事後届出制度については、不適切な土地利用がなされようとしている場合にはできるだけ速やかに利用目的の変更を勧告することが必要であり、また、行政側の判断が早期に示されることは土地利用しようとする届出者の立場からも必要であるため、届出から最長でも6週間以内に限って勧告が可能とされている。都道府県知事に土地取引の届出がなされた後に、都道府県議会の同意を得た上で土地利用審査会の委員の任命を行い、審査会において勧告の必要性を検討し、当該届出から6週間以内に勧告を行うことは、事実上極めて困難であると考えられる。 このため、任意設置とすることにより法の目的が事実上達成されないこととなりかねないため、土地利用審査会は常設されていることが必要であると考えている。 なお、土地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることとされている。地方公共団体の業務の効率化の観点から、都道府県の裁量で、委員の任期を長期間とすること、類似の審議会等と統合した運用を行うこと、書面やオンラインによる開催とすることも可能であることを通知することとした。	5【国土交通省】 (23)国土利用計画法(即49法92) (iii)土地利用審査会(39条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	事務連絡	令和5年3月22日	土地利用審査会の効率的な運用の参考となるように、類似の審議会等と統合して運用を行うこと、書面やオンラインによる開催を行うこと及び委員の任期を長期間とすることが可能であることについて、取組事例と併せて、都道府県及び指定都市に令和5年3月22日付国土交通省不動産・建設経済局土地政策課事務連絡により周知した。	
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。		社会資本整備総合交付金システムの操作性の改善については、ご提案頂いた以外にも多数の改善要望があることから、それらをすべて考慮した上で改修による影響等を踏まえつつ、来年度以降検討してまいります。 電話等の問い合わせ先の設置については、問い合わせ内容に正確に回答する観点から、対応が困難だが、マニュアルの記載内容の改善や問い合わせ一覧の提供は随時実施してまいります。 実施に関する計画、交付申請についての国費欄の自動入力については、当該国費欄に異なる数値が入力される可能性があることから、対応は困難である。 団体内訳表については、各地方公共団体等の内訳金額を把握するために必要な手続であり廃止することは困難である。	5【国土交通省】 (34)社会資本整備総合交付金 社会資本整備総合交付金の申請等については、申請等に係る入力事務を効率化するため、令和4年度中に社会資本整備総合交付金システムを改修し、操作性等を改善する。	システムの改修	令和5年3月18日	・社会資本整備総合交付金システムにおいて、子画面を表示させた入力方法の選択を可能にした上で、入力必須項目種や入力任意項目種を明確化する改修を実施。 ・自付項目について直接入力及びコピー／貼り付けによる入力を可能にする改修を実施。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【京都市】 税情報の開示範囲の拡大に関して、課税保留情報や差押え情報など空家等の所有者等の氏名、住所、電話番号以外の情報は空家法の施行のために必要な限度の情報とは言えず、内部利用の対象とするには困難との回答であったが、空家対策を担う市町村の実務においては上記のみの情報では不十分であり、空家対策を行う上での阻害要因となっている。例えば、財産管理人制度を活用する場合や、通知でも連絡がない管理不全の空家所有者に対する更なる働きかけの際は、納税額や滞納情報などの情報が得られれば、より効果的な対策が可能となる。平成27年に空家法が施行されて5年以上が経過しており、現状を踏まえた運用の見直しを行う時期にあるのではないかと考えます。空家の増加が予想されること鑑みて、実効性の高い空家対策を行う観点から、空家法の施行のために必要な限度の情報について見直すとともに、あわせて地方税法第22条の守秘義務の解除を柔軟に行うことが必要であると考えます。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>電気やガス等の供給事業者が保有する情報については、空家法第10条第3項に基づき、情報提供を求めることができる情報として位置づけられていることについて、関係府省間で協議の上、令和4年度内を目途に各事業者への通知を行うこととする。</p> <p>税情報の開示範囲の拡大に関して、提案団体からは課税保留情報の代替的手段はないと見解を示されており、確かに「課税保留情報は課税情報以外から取得することはできない」と考えるが、一方で本来代替的手段の有無という論点においては、課税保留情報から得ようとしている効果である「所有者が不明または不存在であることが概ね特定できる」ことについては、「課税保留情報が代替的手段のない情報であるか」が検討されるべき点であると考えます。</p> <p>この点については、既に空家法において利用可能とされている戸籍情報等の情報を調査することから得ることが可能であるものと考えられ、代替的手段については存在するものであること等を踏まえれば、課税保留情報については「空家特措法の施行のために必要な限度」の情報とはいえない。</p> <p>このため、ご提案の税情報等の開示範囲の拡大については対応が困難であると考えます。</p>	<p>5【経済産業省(2)】【国土交通省(14)】 ガス事業法(昭29法51)、電気事業法(昭39法170)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長(特別区の長を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村(特別区を含む。)に令和4年度中に通知する。</p>	<p>事務連絡</p>	<p>令和5年3月</p>	<p>電気又はガスの供給事業者等の保有する契約情報等については、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)に基づき、市町村長(特別区の区長を含む。)が提供を求めることができる情報である旨を、各事業者及び各市町村等に対して通知した。</p> <p>・「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月29日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長事務連絡)</p> <p>・「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月31日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室長事務連絡)</p> <p>・「電気又はガスの供給事業者等が保有する契約情報等の空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく各事業者への提供依頼について(情報提供)」(令和5年3月30日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡)</p>	
	<p>【全国知事会】 国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に等することも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。</p>	<p>計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。</p> <p>この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。</p> <p>都道府県内市町村の取組状況の把握は道府県等の判断により必要に応じて実施すれば足りることであり、国が義務付けられる理由にはならないのではないか。</p> <p>審査内容の(1)～(3)に対して事業計画の記載項目が必要以上に設定されているのではないかと。</p>	<p>国土交通省としては、引き続き、各道府県において、管下の市町村が実施する施策等、道府県全体の取組状況を把握いただきたいと考えている。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり、現状は、事業計画の承認に関する国の審査事項に関わる事項に加え、個別事業の内容等についても事業計画への記載を求めているところ。今般のご意見を踏まえて、個別の事業内容については市町村からの提出を求めるなど、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金における事業計画のあり方や内容の見直し等について検討を進めているところである。</p>	<p>5【国土交通省】 (19)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>要綱改正</p>	<p>令和5年3月14日</p>	<p>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱第5条第2項に定める事業計画主体(第5条第1項に定める事業実施主体が行う事業を第5項に定める豪雪地帯安全確保事業計画に取りまとめる主体)について、道府県に加えて市町村を追加し、市町村が豪雪地帯安全確保事業計画を直接作成・提出できるように要綱を改正し、道府県に通知した。</p> <p>豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱及び豪雪地帯安全確保緊急対策交付金交付要綱の改正について(令和5年3月14日付け国土地第71号 国土交通省国土政策局長)</p>	
	<p>【全国知事会】 申請から指定までの期間が短縮されるよう、事務の迅速化を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>都道府県、団体営事業における、土地改良事業に併せて実施される積算測量の成果に係る認証申請の手続については、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を令和4年度末に改正し、令和5年度の申請から国土交通大臣への直接申請も可能とする見直しを行う予定である。</p>	<p>5【農林水産省(4)】【国土交通省(11)】 国土調査法(昭26法180) 都道府県等が行う土地改良事業の積算測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認(19条7項)を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭56農林水産省構造改善局長)」を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。</p>	<p>通達改正</p>	<p>令和5年4月1日</p>	<p>都道府県等が行う土地改良事業の積算測量に係る成果の認証申請(19条5項)の手続については、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とするため、令和5年4月1日付け4農振第3430号にて、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱等について(昭和56年1月5日付け農林水産省構造改善局長通達)」を改正した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
244	B	地方に対する規制緩和	09 土木・建築	<p>廃校等の公共物の用途変更における基準の明確化</p> <p>第一種低層住居専用地域におけるコワーキングスペース等の設置に係る建築基準法第48条のただし書き許可の新たな許可準則を定め、特定行政庁が許可する基準の明確化を求むる。</p>	<p>少子高齢化社会において、県内各地で小中学校の統廃合が進んでいる。各自治体では、工夫しながら、廃校となった校舎の活用として、コワーキングスペースやオフィス、地域コミュニティが存続するための新たな活用方法を考えている。</p> <p>しかしながら、現行の規定では廃校舎をコワーキングスペース等に活用しようとする場合に、用途地域の規制から、それらの用途への変更が困難な場合があり、廃校舎の有効活用ができない状況にある。</p> <p>また、令和3年6月25日付け国住街第96号のシェアオフィス等に関する技術的助言については、空き家等を活用した比較的規模の小さいものを対象としたものであると考えられる。しかしながら、当県が考える廃校舎等の利活用となると、比較的大きく、多くの集客が見込まれるため、これらの場合の「良好な住居の環境を旨とするおそれがない」との判断に苦慮している。</p>	<p>廃校舎等の公共物の利活用が促進されるとともに、地域コミュニティの維持に寄与できる。</p>	<p>建築基準法第48条</p>	<p>国土交通省</p>	<p>長野県</p>				<p>今後、小中学校等の統廃合の増加が見込まれる中で、廃校施設を柔軟に活用できるよう、基準の明確化や制限の緩和等の法整備が必要となる。</p>	<p>コワーキングスペース等の類似の用途に関する第48条特例許可実績の調査をまずは実施し、第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。</p>	<p>少子高齢化が進む現在において、廃校となった小中学校等の既存公共物の有効活用は喫緊の課題であり、今後、廃校等の利用しなくなった公共施設は増加するものも想定される。それらを有効活用できれば、地域の雇用・産業の活性化も見込まれる。</p> <p>なお、当県においては、コワーキングスペース等を設置したいとの相談は年1～2件ほどあり、廃校等の活用は一定のニーズがあるものと思料。</p> <p>また、当県において統廃合等の再編を検討している高校は29校あり、うち15校が第48条特例許可に要するコワーキングスペース等への用途変更が認められない第一種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に立地している。近い将来、廃校となる高校の利活用を検討するうえで、許可基準の明確化が必要となっている。</p> <p>第1次回答においては「今後の対応について検討する」とされているが、廃校が生じることとなった場合、許可基準が明確となれば、各自治体で廃校の有効活用を検討する際の選択肢が増え、スムーズな活用につながることも想定されることから、コワーキングスペースを含め、幅広く許可基準の明確化をする方向で速やかに検討したい。</p> <p>また、「調査をまずは実施」とされているが、調査等の具体的なスケジュールをお示しいただき、許可基準の早期明確化に向けご検討いただきたい。</p>
245	B	地方に対する規制緩和	10 運輸・交通	<p>シェアサイクルポートを都市公園内に設置することができようとするため、都市公園法における公園施設として位置づけられるための制度の整備</p>	<p>【現行制度とその課題】</p> <p>都市公園にシェアサイクルポートを設置するためには、①「都市再生整備計画」を作成しシェアサイクルポートの設置について記載することで占用許可の特例を得る(都市再生特別措置法第62条の2)か、②シェアサイクルポートを都市公園法上の「公園施設」として位置付けて設置を許可する(都市公園法第2条・第5条、同法施行令第5条)か、2通りの方法が考えられる。</p> <p>しかし、①の場合は、計画の作成に公園管理者や地元や議会等との調整、パブリックコメントの実施、それに伴う計画案の修正など、丁寧な調整と膨大な時間が必要となり、①の方法によることは現実的でない。</p> <p>そのため、②の方法によることとしたと考えているが、シェアサイクルポートを「公園施設」として設置してよいか法令上明らかでなく、設置許可の可否が公園管理者の解釈に委ねられているため、許可に二の足を踏んでいる公園管理者も多い。</p> <p>【支障】</p> <p>シェアサイクルの利用実績は毎年大きく伸びている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、「新しい生活様式」において自転車の活用が推奨されるなど、新たな移動手段として、社会的認知度と需要が急激に高まっている。そのような中で、上記課題により、都市公園内への柔軟なサイクルポート設置が出来ない状況となっている。</p>	<p>都市におけるサイクルポートの密な設置が可能となり、通勤や観光等の幅広い目的でシェアサイクルが使用されることになり、住民サービスの向上に資する。</p> <p>また、複数年にまたがる計画策定等を経ずに最短期間で設置が可能となり、自治体職員の事務負担の軽減に繋がる。</p> <p>その他、有事の際の職員の移動方法としても活用が可能であり、運営事業者と災害発生時の協定を結んでいる自治体もあることから、災害時における都市公園の機能にも資する。</p>	<p>都市公園法第2条、都市公園法第5条、都市公園法施行令第5条第6項、都市再生特別措置法第62条の2、自転車活用推進法</p>	<p>国土交通省</p>	<p>特別区長会</p>	<p>①<令和2年10月12日>時事通信記事 ②<令和3年9月30日～>朝日新聞朝刊連載記事 ③<令和4年1月7日>日経新聞記事</p>	<p>ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都府、兵庫県、広島市、大村市</p>	<p>○当市においても、他都局からの依頼により都市公園内へのシェアサイクルポート設置を行っているが、都市公園上の「公園施設」としての位置づけが明確ではないため、「都市再生整備計画」を作成し、条例改正を行った上で、占用許可の特例により設置の許可を行っている。一方で市内にある他自治体所管の都市公園においては、「公園施設」として許可を行っており、管理者によって判断が異なる事例が発生している。</p> <p>当市としては、シェアサイクルポートが「公園施設」であるかないかについて、法令上の明確な基準は必要と考える。</p> <p>○当市も現在、シェアサイクルポートを都市公園法の便宜施設として設置を許可している許可にあたり、公園管理者として解釈の妥当性の検討や説明に多くの時間を割いているケースもある。</p> <p>○区市町村の事情により都市再生整備計画を策定できず、公立公園への設置が進まない事例がある。</p> <p>○提案と同様に、当市においても都市公園内にシェアサイクルポートの設置を検討しており、都市公園法における公園施設の設置許可により、便益施設(その他これらに類するもの)として許可をする事を考えている。本判断は公園管理者の解釈に委ねられているため、都市公園法施行令第5条第6項への追記、もしくは国からの通達として、シェアサイクルポートが含まれていることを明確化してもらいたい。</p>	<p>設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものあり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能である。</p> <p>シェアサイクルポートについては、都市公園の効用を全うする施設である公園管理者が判断した場合には、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に類するものとして、現行制度において設置することができるため、ご提案のとおり、その旨を明確にする通知の発出等により地方公共団体に周知してまいりたい。</p> <p>○なお、公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポートのように、設置しようとする施設が都市公園の効用を全うする施設とはいえない場合は、都市再生特別措置法上の占用許可の特例のスキームを活用して設置されたい。</p>	<p>本提案の趣旨は、シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として明確に位置付けることにより、都市再生整備計画の策定にかかる自治体職員の事務コストの削減のみならず、シェアサイクルサービスの柔軟かつ安定的な運用を目指すものである。</p> <p>第1次回答にて「現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能」とあるが、現状でシェアサイクルポートが公園施設に明確に位置づけられていないことから、公園管理者が設置可否の判断に躊躇してしまい、むしろ柔軟な解釈の助けとなっている。現に都市公園内にシェアサイクルポートを設置する手続を、法的根拠が明確な都市再生整備計画の作成による占用許可の特例に限定し、公園施設としての設置許可を行わないこととしている都道府県庁もある。また、公園管理者の弾力的な判断によりシェアサイクルポートを一時的に設置できたとしても、上位の法裁権者等の判断の相違や異動等により設置許可が更新されない可能性がある等、事業の運用が不安定な状況となっている。</p> <p>「自転車活用推進計画」(令和3年5月28日閣議決定)において「サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する」とされていることも踏まえ、シェアサイクルポートを公園施設として明確に位置付けることを求める。</p> <p>なお、「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」とあるが、都市公園にシェアサイクルポートを設置すれば、公園利用者がそのシェアサイクルポートを利用することは当然に想定される。非現実的なケースを想定した留保を付すことで公園管理者によって解釈に差が生じるようなことがないようしていただきたい。</p>	
260	B	地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	<p>耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としなすこと</p>	<p>市町村における「耐震改修促進計画」の策定は法的義務ではない(耐震改修促進法第6条)により努力義務)にも関わらず、社会資本整備総合交付金において「事業主体である地方公共団体が策定した耐震改修促進計画」が交付対象事業の条件とされている。一方、同交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする場合は、新築促進事業の概要や目標を記載した、「社会資本整備総合交付金」を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。以上により、耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的義務がなく、また内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。</p>	<p>策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第23号)第6条、社会資本整備総合交付金交付要綱</p>	<p>国土交通省</p>	<p>神戸市</p>				<p>○耐震改修促進計画の策定を要件とすることは、法的な義務がなく、また、内容が重複する計画の策定を求められるものであり、二重の事務負担が生じている。</p>	<p>住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法の目的及び国が基本方針において定める目標等の達成に向けて、地方公共団体が目標を定め、建築物所有者への啓発や指導を併せて行うなど、計画に基づき総合的に耐震診断や耐震改修を促進することが効果的であることから、こうした内容を記載した耐震改修促進計画を策定した地方公共団体が当該計画に基づき実施する施策に対して支援するものである。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が、地域課題に応じた定量的な目標を設定した社会資本整備総合交付金を作成し、計画に対して配分された国費を計画に記載された各事業に自由に充当することができることから、社会資本整備総合交付金の作成・提出は必要である。</p> <p>ご指摘の計画策定に係る事務負担については、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本整備総合交付金を作成した場合には、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当することを明確化する方向で検討を行うこととする。</p>	<p>市町村の場合、耐震改修促進計画の策定が法律上努力義務とされているにもかかわらず、社会資本整備総合交付金を活用して交付対象事業を実施する場合には、耐震改修促進計画の策定が交付要綱により実質的に義務付けられていることは不適当だと考える。また、社会資本整備総合交付金を活用する場合は、耐震改修促進計画の記載内容を包含した社会資本整備総合交付金も策定する必要があり、内容が重複する二つの計画の策定に事務負担が生じている。</p> <p>提案の趣旨をご理解いただきご検討いただいていることは感謝申し上げますが、交付要綱を改正するなど、必要対応の実現に向けて、早急に検討を進めていただきたい。</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月10日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		特定行政庁に対し、既に第48条特例許可案種の調査を実施し、コア・プログラム・スペース等の類似の用途に関する許可実績を確認しているところ。今後、調査結果を踏まえ、対応について検討する。	5【国土交通省】 (6)建築基準法(昭25法201) (ii)用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。	事務連絡	令和5年1月19日	用途地域の制限に適合しない建築物の建築に係る特定行政庁による許可(48条1項から14項)のうち、第一種低層住居専用地域等に存する廃校に係る用途変更の許可については、廃校の利活用の促進に資するよう、他の用途に活用するために許可した事例を収集し、地方公共団体に通知した。 廃校の用途変更に係る建築基準法第48条の規定に基づく許可の事例について(令和5年1月19日付け国土交通省住宅局市街地建築課事務連絡)	
		第1次ヒアリングにおいて、シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設である「駐車場」に該当すると説明があったが、多くの追加共同提案団体から支障が示されていることを踏まえると当該説明が浸透しているとは言えないのではないか。政令を改正しシェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを明確にすべきではないか。 「公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置するシェアサイクルポート」は現実的に想定されないのではないか。	都市公園に設置する自転車駐車場については、都市公園法施行令第5条第6項の「駐車場」に含まれるものとしている。例えば、都市計画道路用指針においても、都市計画法の運用として「自転車駐車場を都市計画指針に定める場合においては、法第11条第1項第1号の「駐車場」として都市計画決定を行うことが望ましい」とされている。 現に、シェアサイクルポートは都市公園法上の「駐車場」として多く設置されているところであり、通知によってその旨を明確にすることが、運用の一貫性を担保するうえでも望ましいところ。シェアサイクルポートが都市公園法上の公園施設に該当することを通知により明確にするとともに、地方公共団体間で解釈の差が生じることのないよう担当者会議の場で周知することで、当該運用の浸透を速やかに図ってまいりたい。具体的には、既存の公園利用者又は将来的な公園利用者の利便の確保等に資するものであれば都市公園の効用を全うする施設として認められ、公園施設に該当する旨を通知してほしい。 なお、民間事業者等の設置者がシェアサイクルポートについて公園利用者以外の者の利用のみを想定して設置することはありうるが、シェアサイクルポートの利用実態としては、公園利用者の利用が全くなく、利便性に寄与しないということは殆ど想定されないと考えている。	5【国土交通省】 (16)都市公園法(昭31法79) シェアサイクルポートについては、公園施設(2条2項)として設置が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)】				
	【全国知事会】 社会資本整備総合交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とすること。なお、防災分野において内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の助言等に基づき、必要最小限のものとするに加入、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 耐震改修促進計画の策定は法律上努力義務とされているにも関わらず、交付要綱により策定を実質的に義務付けていることは過重な義務付けではないか。 第1次ヒアリングを踏まえ、社会資本総合整備計画の記載内容により、住宅・建築物耐震改修事業の内容が確認できれば、耐震改修促進計画の策定を交付要件としない方向で早急に検討を進めていただきたい。	地震国である我が国において、大地震時における被害を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を早急に推進する必要がある一方、耐震性の不足する既存不適格建築物は現行基準に適合させる法的義務のないこと、耐震改修等の経済的負担が大きいこと、所有者等が耐震化のメリットを感じにくいことなど課題が多い。こうした課題に対応するため、耐震改修促進法においては、規制の措置(耐震診断義務付け、指導・助言・指示・公表等)、誘導的措置(認定による規制緩和・表示・助成等)、普及啓発を組み合わせて計画的かつ総合的に施策を講じていくこととし、地方公共団体に耐震改修促進計画を定めることを求めている(令和3年4月時点)。都道府県についてはすべて、市町村については98%が耐震改修促進計画を定めて耐震化に取り組んでいる。 住宅・建築物耐震改修事業は、耐震改修促進法に基づき誘導措置の財政的な裏付けとなる支援措置であり、また、限られた国費を効率的に活用する観点から、地方公共団体が耐震改修促進計画に基づき施策に効果的に取り組む場合に重点化して支援を行っているものである。 今回の提案及び「計画等は(略)策定済みの計画等の統合(略)を可能とする。」という閣議決定の内容を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減するため、耐震改修促進計画を社会資本総合整備計画に統合することを可能とする。具体的には、耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画については、当該記載内容に係る部分は耐震改修促進計画に該当し、別の計画を策定することなく、支援対象とすることを明確化する通知を発出する。	5【国土交通省】 (25)建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法123) 社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ)の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画(6条1項)に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。	通知	令和5年3月2日	住宅・建築物耐震改修事業について、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同交付金の交付対象とする旨について、令和5年3月2日に地方公共団体に対して通知済み。 住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)(令和5年3月2日付け国土交通省住宅局市街地建築課長、建築指導課長通知)	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
264	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合すること また、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していることとみならず、都市計画マスタープランの決定手続きをもって、他の計画も決定したとみならず、また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	都市計画マスタープランにおいては、都市計画の方針を定めるうえで、土地利用や都市交通、自然環境等に関する現況や動向を幅広く勘案し策定している。立地適正化計画、総合交通戦略にも同趣旨の記載内容が見られ、非効率となっている。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	都市計画法、都市再生特別措置法	国土交通省	神戸市				伊勢崎市、相模原市、長野県、福沢市、堺市、広島市	立地適正化計画は、都市計画運用指針(Ⅳ-1-3-6)において、「市町村マスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましい。」という記載があること、両者を一体的なものとして作成することは可能である。 一方で、立地適正化計画は、その策定により、届出義務対象となることに加え、各種特別措置の要件となることから当該計画の内容については都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。 また、市町村マスタープランに都市・地域総合交通戦略の趣旨が含まれている場合には、当該市町村マスタープランをもって都市・地域総合交通戦略とみなすことが可能であるが、補助金等の制度の運用に当たっては補助金等に関する要件に掲げる要件を満たす必要がある。 このように、上記要件を満たしたうえで、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略と一体として作成された市町村マスタープランであれば、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略としての性質を有することから、各計画に基づく補助金等の制度の運用は当然に可能である。	各市では、限られた財源・人員の中で、事務負担を軽減し、行政課題の解決や新型コロナウイルス感染症対策等の新たな課題の解決に真摯に対応するため、策定済みの計画の見直しや統合等を全体的に積極的に進めているところであり、今後、都市計画マスタープラン等、都市計画に関連する計画についても統合等を検討していく予定である。 国においても、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中で、「法令上新たな計画等の策定の業務付け・枠付けを定める場合には、累次の動告等に基づき、必要最小限のものとする」と計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等と統合することが明記されており、今後、全国的に計画の統合等の動きが起ることも想定されることから、同様の取組事例について、関係者が集まる会議やホームページ等を通じて取組事例の紹介等を行っていただきたい。
265	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	防災に関する計画を策定していることとみならず、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみならず、また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもって、補助金等の制度を運用可能とすること	平成26年度に都市再生特別措置法の改正より、コンパクトなまちづくりを促進するため「立地適正化計画」制度が創設され、本市においては「都市空間向上計画」として策定したところであるが、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市における防災・減災対策(防災指針)の位置づけが義務化されたことから、今後、都市空間向上計画(立地適正化計画)の改正の際には、防災指針の追加が必要となった。 防災指針の策定にあたっては、災害リスクの高い地域の抽出やリスクをふまえた居住誘導区域の設定・見直し、地区ごとの課題に対応した対策の検討等を要件としているところであるが、既に公表されている計画等において、災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施していること、防災部局等において、災害に対する対応方針の検討等を実施していることから、防災指針を策定する場合、既存の計画・検討と同様の記載内容となることと想定され、非効率である。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	都市再生特別措置法	国土交通省	神戸市				伊勢崎市、相模原市、福沢市、堺市、広島市	防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。 そのため立地適正化計画の内容の一部である防災指針の策定については、都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要である。 このように、上記要件を満たしたうえで、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略と一体として作成された市町村マスタープランであれば、立地適正化計画や都市・地域総合交通戦略としての性質を有することから、各計画に基づく補助金等の制度の運用は当然に可能である。	第1次回答では、「防災指針は、災害リスクや課題の分析により立地適正化計画に定める居住誘導区域等の設定に影響を及ぼすものに加え、防災対策の取組方針に基づき、将来のまちの姿を決める要素となる防災対策の方向性を決定するものである。」から、「都市再生特別措置法第81条第22項における住民への合意形成プロセスを経ることや、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続きが必要」とのことだが、そうであるならば、必ずしも都市再生特別措置法第81条第22項の手続きに限定せずとも、「住民への合意形成プロセスを経る」とも「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された防災に関する計画であれば、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなしても、制度の趣旨に反するものではないと考える。 既に公表されている計画等において災害リスクや避難に関する周知・啓発を実施している都市においては、防災指針を新たに策定してもこれと同様の記載内容となることと想定され、改めて立地適正化計画に防災指針を定めることは非効率である。 したがって、「住民への合意形成プロセスを経る」とともに「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された防災に関する計画がある都市については、立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の適用を受けることを可能とされたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。都市計画マスタープランに立地適正化計画、及び都市・地域総合交通戦略の趣旨や補助金等の制度を運用するにあたって必要な記載事項が盛り込まれており、当該都市計画マスタープランが住民への合意形成プロセスや公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえた手続を経たものであれば、当該都市計画マスタープランを策定していることとみなし、立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略を策定していることとみなし、補助金等の制度を運用することが可能な旨、通知等で明確に示していただきたい。	都市再生特別措置法第81条第22項に定める住民合意プロセス等所定の手続きを経た上で、立地適正化計画を市町村マスタープランと一体的に作成したことで、また、都市・地域総合交通戦略を市町村マスタープランと一体的に作成したことが可能であることについて、計画策定主体となる市町村を含めた都道府県の担当者が集まる機会等を通じ改めて事例とともに周知することを検討した。	5【国土交通省】 (22)都市計画法(昭43法100)及び都市再生特別措置法(平14法22)住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(都市・地域総合交通戦略要綱(平21国土交通省都市・地域整備局長)第三)については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法8条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」(令4国土交通省都市局)を改訂する。	手引きの改訂	令和5年3月31日	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画及び都市・地域総合交通戦略については、市町村の都市計画に関する基本的な方針と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和5年3月31日に「立地適正化計画作成の手引き」及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」を改訂し、ホームページへ公表の上、地方公共団体宛て改訂の旨メールにて周知した。	
	【全国知事会】 防災分野において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向を踏まえ適切な対応を求める。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動告等に基づき、必要最小限のものとする」とに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。地方公共団体において独自に策定している防災に関する計画について、必ずしも都市再生特別措置法第81条第22項の手続に限定せずとも、「住民への合意形成プロセスを経る」とも「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定されているのであれば、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなしても、制度の趣旨に反するものではないのではないか。「住民への合意形成プロセスを経るとも」「公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえる手続き」を踏んだ上で策定された災害に対する計画がある地方公共団体については、立地適正化計画の内容の一部である防災指針とみなすことを可能とするとともに、立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の適用を受けることを可能とすべきではないか。	立地適正化計画に都市再生特別措置法第81条第2項第5号の防災指針の記載を追加する場合は同法第81条第22項の手続きを不要とする軽微な変更は該当しない。その理由は、防災指針は、検討に当たって災害リスクを踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直しを行うことが必要とされており、その検討の結果、災害リスクが特に大きいことを勘案し居住誘導区域に含めないこととした区域においては一定の開発行為等に対して市町村への届出が義務付けられること、防災対策の取り組み方針に基づく防災対策や方向性を決定すること、住民の居住地や生活利便性に影響が生じること、居住誘導区域内で講じられる各種の特例措置が適用されないことから、十分な住民の合意形成プロセスを経ることや都市計画に関する公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえることが重要であり、同法第81条第22項の手続きが必要とされている。なお、防災指針の策定にあたって、地域防災計画等既存の防災に係る計画と整合し、また記載内容については相互に参照することが望ましい旨、すでに公表資料で周知しているもの、改めて、自治体が任意に作成している計画について、当該計画の記載内容を踏まえながら策定可能である旨、市町村等が集まる機会を通じ立地適正化計画において防災指針を策定していることが要件となっている補助制度等の紹介と併せて周知をまいりたい。	5【国土交通省】 (28)都市再生特別措置法(平14法22)住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(81条)に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する指針(以下、「防災指針」という。)については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、81条22項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。	手引きの改訂	令和5年3月31日	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する指針(以下、「防災指針」という。)については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、都市再生特別措置法第81条22項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和5年3月31日に「立地適正化計画作成の手引き」を改訂し、ホームページへ公表の上、地方公共団体宛て改訂の旨メールにて周知した。	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
267	B	地方に対する規制緩和	01 土地利用(農地除く)	所有者不明土地等対策計画(農地除く)の他の計画との一体的策定	今後増加が見込まれる所有者不明土地について、その利用の円滑化の促進と管理の適正化のため、市町村等が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ法改正がなされた。土地の管理不全状態の解消等の所有者不明土地等対策事業に要する費用について、国の補助金が新設されたが、その利用のためには「所有者不明土地等対策計画」の策定が必要となっており、新規策定が必要となっている。当市では、所有者不明土地の管理不全状態解消のための財産管理人申立のための予納金(事業費100万円×5件=500万円程度、国費1/2=250万円程度)としての利用が想定されるが、計画策定に要する費用・時間・労力等(検討会開催約10回として費用約100万円、職員の時数・労力 2人×10日間×10回分=約1600時間)のコストが大きい。所有者不明土地対策については、空家空地対策と共通する点が多く、新規に「所有者不明土地等対策計画」を策定するとしても、管理適正化のために構すべき施策や実施体制整備に関する事項を記載するなど、両者には重複する部分が多いと思われる。今後二つの計画が策定されることになると非効率である。	策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる	改正「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30法律第49号)」第45条第1項、所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱(令和4年3月28日 国土第102号)	国土交通省	神戸市				相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県	○補助制度が確立されたばかりであり、所有者不明土地対策計画の策定を国の補助金の条件とするならば、国において計画モデル(ひな形など)を示すなど、市町村の策定を支援していただきたい。 ○空家対策と似通った箇所もあり、地域づくりや危機管理、道路管理とカバーする範囲が広い。	所有者不明土地対策計画は、令和4年法律第30号による改正後の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「改正所有者不明土地法」という。)第45条第2項各号に掲げる事項がおおむね記載されていれば、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である。また、改正所有者不明土地法の施行に向けて、改正所有者不明土地法第3条に定める基本方針に所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項を追加するほか、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きについても策定を予定している。	所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能とのことであるが、その旨を別途通知等で明確にしていきたい。 また、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きの策定について具体的なスケジュールを御教示いただくとともに、改正所有者不明土地法第45条第2項の「おおむね」の内容については、必要最低限かつ弾力的に取り扱っていただけるよう手引きに盛り込んでいただきたい。
290	B	地方に対する規制緩和	11.その他	一の公の施設に同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化	【現在の制度】指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳細と業務の手引【改訂版】(第一法規、2009)123頁によると、指定管理者制度は、「一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されない。」とされている。しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。 【支障事例】平成28年の都市公園法改正で公募設置管理(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定することとなった。この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」によると、公募対象公園施設を設置・運営するP-PFI事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。 しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たにP-PFIを導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。	各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFIのような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切なPDCAを実施することが可能になるなど、P-PFI事業の魅力増進や都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると思込まれる。	地方自治法、都市公園法	総務省、国土交通省	東京都			花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市	○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、権限を譲渡。 ○当県においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理者をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。	平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)(の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができる)と定めている。 また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事業行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者に管理させることができる。 本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事業行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。 一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないもの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。	総務省及び国土交通省から平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)」について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 既存計画で対応が可能である旨について、十分な周知を行うべきである。	計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の動告等に基づき、必要最小限のものとともに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にてできる限りまねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。 この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 第1次回答において、所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能とのことであるが、その旨を通知等で明確にするべきではないか。	所有者不明土地対策計画について、既存の空家等対策計画に兼ねる形で策定することが可能である旨は、通知等で明確に示す予定である。 また、所有者不明土地対策計画の作成のための手引きにおいて、必ずしも改正所有者不明土地法第45条第2項各号に掲げる全ての事項を計画に記載する必要がない旨を明記する予定である。 なお、改正所有者不明土地法第3条に基づく基本方針及び所有者不明土地対策計画の作成のための手引きは、改正所有者不明土地法の施行にあわせて公表する予定である。	5【国土交通省】 (33)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49) 所有者不明土地対策計画(45条)については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空家等対策計画(空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法12)76条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。 【措置済み(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)】				
	【全国知事会】 現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。		今後、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することも可能である旨、通知により地方公共団体への周知を図ってまいりたい。	5【総務省(2)】【国土交通省(1)】 地方自治法(昭22法67)及び都市公園法(昭31法79) 指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)】				